

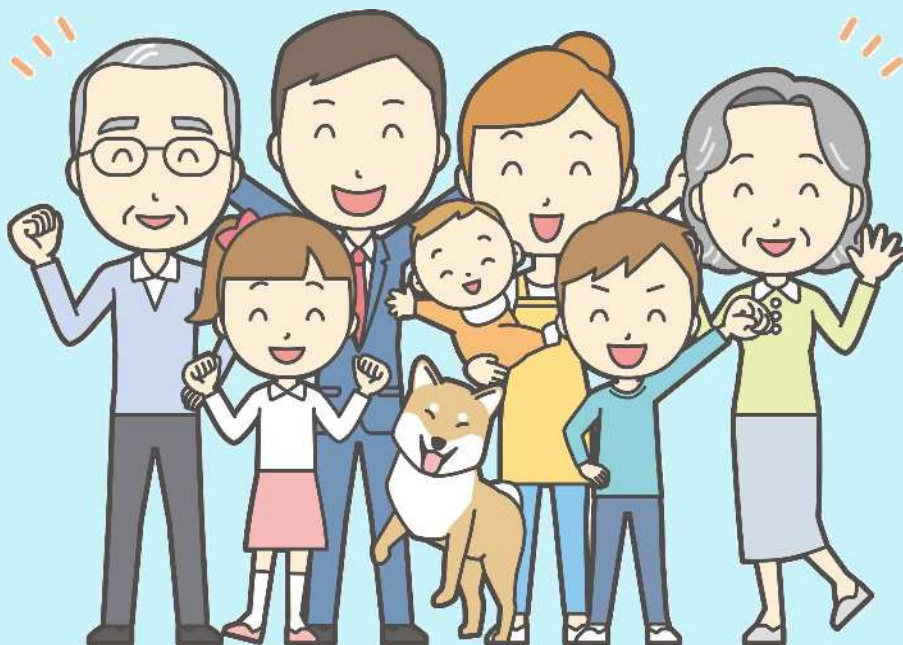
第2次

五霞町男女共同参画

推進プラン

前期

計画期間：令和4年度～令和8年度



五霞町



はじめに

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済のグローバル化など、近年の社会経済情勢が急激に変化している中で、豊かで活力ある地域社会を築くために、男女が互いに人権を尊重し、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮でき、あらゆる分野で互いに意見を出し合い喜びや責任を分かち合える男女共同参画社会の実現が求められています。



このような中、本町では五霞町男女共同参画推進プランの後期5年間の計画を平成28年に策定し、意識の啓発や学習支援、広報活動など、男女共同参画社会の実現を目指して施策の推進に取り組んでまいりました。

その結果、女性活用推進に取り組む企業や各分野における女性の参画も少しずつ増えており、町民の意識、さらには社会の雰囲気も少しずつ変わってきているように思われます。しかしながら、実際に日々生活をしている中では、仕事と子育ての両立の難しさや性別による固定的な役割分担意識がまだまだ根強く残っていること、DVや性犯罪など女性に対する暴力も依然として深刻であり、社会的・経済的に厳しい状況にある女性への支援も、男女共同参画社会を実現するうえで重視すべき課題です。

このような状況を踏まえ、この度、第1次計画後期の計画期間が終了したことに伴い、本町では、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間のうち、前期5年間の期間とした「五霞町男女共同参画推進プラン」を新たに策定いたしました。本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）についての関係性を位置づけたほか、「性別に関わりなく、女性も男性も一人の町民として尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる、平和な魅力あるまちをつくる」という基本理念のもと、「一人一人を大切にする男女平等の意識づくり」、「いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり」、「お互いに支え合うための土台づくり」といった3つの基本目標を進めていくこととしております。

今後とも町民の皆様をはじめ、事業者、各種団体、行政等が一体となって取り組み、男女共同参画の一層の推進に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年4月

五霞町長 染谷 森 雄

目 次

第1章 計画策定に当たって	4
第1節 計画策定の趣旨	5
第2節 計画の理念, 目標及び視点	5
第3節 計画の性格	6
第4節 計画の期間	6
第5節 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進	7
第2章 計画策定の背景	8
第1節 世界の取組	9
第2節 国の取組	10
第3節 県の取組	12
第4節 町の取組	14
第5節 町を取り巻く状況	14
第3章 計画策定の内容	21
施策の体系	22
基本目標Ⅰ 一人一人を大切にする男女平等の意識づくり	23
施策の方向Ⅰ－1 家族を思いやる意識づくり	23
施策の方向Ⅰ－2 地域で分かち合う意識づくり	27
施策の方向Ⅰ－3 働く場で助け合う意識づくり	30
施策の方向Ⅰ－4 教育の場で育み合う意識づくり	33
施策の方向Ⅰ－5 国際的視野を身に付ける意識づくり	35
基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり	37
施策の方向Ⅱ－1 家庭で進める環境づくり	37
施策の方向Ⅱ－2 地域で進める環境づくり	41
施策の方向Ⅱ－3 働く場で進める環境づくり	43
施策の方向Ⅱ－4 教育の場で進める環境づくり	47
基本目標Ⅲ お互いに支え合うための土台づくり	50
施策の方向Ⅲ－1 健やかな心と体を保つ土台づくり	50
施策の方向Ⅲ－2 全ての人が安らかに暮らせる土台づくり	52

第4章 計画の推進	56
第1節 推進体制の整備	57
第2節 計画の進行管理	58
資 料	59
計画策定の経過	60
町民意識調査の概要	61

男女共同参画社会に関する町民意識調査報告書（P63～P91）

第1章

計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の理念, 目標及び視点

第3節 計画の性格

第4節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題の一つとして位置付け、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）」を制定しました。基本法では、「男女共同参画社会」について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

基本法では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、また、計画的に推進していくため、「男女共同参画基本計画」の策定を第13条で国に、第14条で男女共同参画基本計画を勘案して、基本的な計画「男女共同参画計画」を都道府県に義務付けています。また、市町村においても、第14条で努力規定として国及び都道府県の計画を勘案し、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画「男女共同参画計画」の策定が明記されています。

国においては、これまでの取組で将来の指導的地位に成長していく人材を着実に増やす取組を進めてきましたが、令和2年の第5次計画の課題では、社会全体にとって持続可能かつ国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画とし、個人にとっては、性別にとらわれる事なく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備を掲げています。

本町においても、男女共同参画の実現に向け、平成28年に五霞町男女共同参画推進プラン（後期）を策定し、少子高齢化の進展、情報技術革新、家庭形態の多様化、男性の子育て、介護などに対応した男女が共に参画しやすい環境の構築を進めてきました。しかし、私たちを取り巻く社会情勢は、町民の価値観・ニーズは一層変化し、女性の職場への更なる進出や、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保した施策への反映が必要となっており、それが持続可能な開発目標SDGsの実現にも不可欠とされるようになっていきます。

このような現状を踏まえ、本町では、自然環境の中で豊かさと文化を育み、地域の特性を生かし、安心して暮らせるまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現を推進できる施策の基本的方向性を示す指針として「第2次五霞町男女共同参画推進プラン（前期）」を策定するものです。

第2節 計画の理念、目標及び視点

憲法には、基本的人権の享有、個人の尊重、性別などにより差別されないといった男女平等の理念がうたわれています。そして、基本法には、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策などの立案及び決定への共同参画」、「家庭生活

における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」という5つの基本理念が掲げられています。

そこで、五霞町男女共同参画推進プラン（前期）では、性別に関わりなく、女性も男性も一人の町民として尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる、平和な魅力あるまちをつくるため、

基本目標Ⅰ 一人一人を大切にする男女平等の意識づくり

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

基本目標Ⅲ お互いに支え合うための土台づくり

という3つの目標を持って男女共同参画を進めます。

この計画では、私たち一人一人の行動を分かりやすく整理するため、「家庭、地域、働く場、教育の場、国際社会」という5つの視点を持って施策を整理します。

第3節 計画の性格

本計画は、基本法第14条第3項に基づき、本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に進めていくための基本的な計画で、国及び県の計画、町の関連する計画と整合性を図りながら策定したものです。

また、平成28年度に策定した「五霞町男女共同参画推進プラン（後期）」の成果を引き継ぎ、「男女共同参画社会に関する町民意識調査」やパブリックコメントの意見などを反映しています。

さらに、平成27年に成立した「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）及びその基本方針を勘案し、町においても職業生活における女性の活躍を推進するため、多様な分野への女性の参画を促進するとともに、職業生活及び家庭生活の両立に向けた子育て環境の整備、妊娠・出産などによる不利益取扱防止の啓発強化など、本計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置付けます。

第4節 計画の期間

基本理念、目標及び施策の方向については、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、施策及び事業については、令和4年度から令和8年度までの前期5年間としています。

第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダにて記載された2016年から2030年までの国際共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、地球上の誰一人として残さないことを誓っています。

本計画では、基本目標別に該当するSDGsの目標を掲げ、持続可能な目標の達成を目指します。



出典：国際連合広報センター

第2章

計画策定の背景

- 第1節 世界の取組
- 第2節 国の取組
- 第3節 県の取組
- 第4節 町の取組
- 第5節 町を取り巻く状況

第1節 世界の取組

年	出来事
昭和50年（1975年）	<p>「国際婦人年」として、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択する。</p> <p>「国連婦人の10年（昭和51年（1976年）～昭和60年（1985年））」を決定し、世界的な取組を開始する。</p>
昭和54年（1979年）	<p>「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、昭和56年に発効（日本では、昭和60年（1985年）に条約を批准）</p>
昭和60年（1985年）	<p>「国連婦人の十年ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）」が、開催される。2000年（平成12年）に向けて、各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択する。</p>
平成7年（1995年）	<p>「第4回世界女性会議」が、北京で開催され、女性と健康、女性に対する暴力などの12の課題が示された「行動綱領」と女性の地位向上の指針である「北京宣言」を採択する。</p>
平成12年（2000年）	<p>国連特別総会「女性2000年会議」が、ニューヨークで開催され、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択する。</p> <p>この政治宣言には、行動綱領及び北京宣言の目的と目標の達成への決意を再確認するとともに、男女平等推進のための男性の関与と共同責任を強調することなどが宣言されている。</p> <p>また、成果文書には、行動綱領の実施状況や実施に当たって直面した新たな課題を踏まえ、行動綱領及び北京宣言の更なる実施に向けて各国政府、国際機関及び市民社会が行うべき行動とイニシアティブを提言している。</p>
平成17年（2005年）	<p>第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び成果文書を再確認し、完全実施宣言を採択する。</p>
平成18年（2006年）	<p>「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が、東京で開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマにした「東京閣僚共同コミュニケ」を採択する。</p>
平成22年（2010年）	<p>国連婦人の地位委員会が、ニューヨークで開催され、「北京宣</p>

	言及び行動綱領」及び成果文書を再確認し、完全実施宣言を採択する。
平成23年（2011年）	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」が発足する。
平成26年（2014年）	第58回国連婦人の地位委員会が、ニューヨークで開催され、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択される。
平成27年（2015年）	第59回国連婦人の地位委員会が、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」、成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における国連婦人の地位委員会の宣言を再確認し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択される。 国連持続可能な開発サミットがニューヨークで開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）
平成28年（2016年）	G7伊勢・志摩サミット開催され、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
平成31年（2019年）	W20日本開催（第5回国際女性会議WAW!と同時開催

第2節 国の取組

年	出来事
昭和50年（1975年）	女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題担当室」を設置する。
昭和52年（1977年）	「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにする。
昭和60年（1985年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の公布等、国内法の整備が進められる。
昭和62年（1987年）	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定する。
平成3年（1991年）	「育児休業法」を公布する。
平成6年（1994年）	全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」とともに「男女共同参画審議会」を設置する。
平成8年（1996年）	新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を

	策定する。
平成11年（1999年）	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会の最重要課題として位置付ける。また、「男女雇用機会均等法」を改正し、施行する。
平成12年（2000年）	「男女共同参画基本計画」を策定し、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（通称「ストーカー規制法」）を施行する。
平成13年（2001年）	中央省庁等改革により、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置する。
平成14年（2002年）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称「DV防止法」）が全面施行され、被害者からの相談、一時保護など緊急支援が実施される。
平成15年（2003年）	「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を公布し、施行する。
平成17年（2005年）	「第2次男女共同参画基本計画」を策定。12の重点分野を掲げ、平成22年度までに実施する具体的施策、長期的な施策の基本的方向の内容などを示す。 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（通称「育児・介護休業法」）を改正（休業取得対象の拡大、休業期間の拡大等）する。
平成19年（2007年）	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定する。 改正「DV防止法」を公布する。
平成20年（2008年）	「女性の参画加速プログラム」を決定する。
平成21年（2009年）	改正「育児・介護休業法」を公布する（希望者の短時間勤務制度、残業免除制度の導入義務化等）。
平成22年（2010年）	「第3次男女共同参画基本計画」（2020年までの政策の方向性と2015年度までの具体的な施策）を策定し、15の重点分野を掲げ、それぞれについての平成27年度までに実施する具体的施策、また、2020年（平成32年）までを見通した施策の基本的方向の内容を示す。
平成25年（2013年）	「ストーカー規制法」及び「DV防止法」が改正される。
平成26年（2014年）	内閣府に女性の活躍を阻むあらゆる課題解決に当たる司令塔として、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置される。
平成27年（2015年）	女性の採用、登用、能力開発などのための事業主行動計画の策

	<p>定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（通称「女性活躍推進法」）が制定される。</p> <p>また、女性の活躍推進に向けた基盤として男性の家事、育児などへの参画に向けた取組、非正規労働への対策、一人親家庭などの困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など、女性に対する暴力の予防と根絶などについても取組を進める内容を含めた「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定する。</p>
令和2年（2020年）	<p>指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%を期待する「2020年30%目標」に取組を行ってきたが、必ずしも社会全体で十分共有されなかったことや国における取組の進展が未だ十分でない要因を明らかにし、グローバル化が進む中で国民一人一人の幸福を高めるとともに、現在が経済社会の持続的発展を確保できるか否かの分岐点であるという危機感をもって男女共同参画に強力に取り組むとして「第5次男女共同参画基本計画」が（閣議決定）策定された。</p>

第3節 県の取組

年	出来事
昭和53年（1978年）	婦人問題を担当する課として生活福祉部に「青少年婦人課」を設置する。
昭和55年（1980年）	担当課が「婦人児童課」となり、「第2次県民福祉基本計画」で婦人問題は「婦人の福祉の向上」と位置付けられる。
昭和61年（1986年）	「新県民福祉基本計画」で、婦人問題は「女性の地位向上と社会参画の促進」と位置付けられる。
昭和62年（1987年）	女性教育の振興を目的として「茨城県立婦人教育会館」を設置する。
平成3年（1991年）	<p>「婦人問題推進有識者会議」から女性プラン策定に関する提言を受け、「いばらきローズプラン21」を策定する。</p> <p>女性行政施策の推進を図るための体制として「いばらきローズプラン21推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」を設置する。</p>
平成6年（1994年）	福祉部に「女性青少年課」を設置する。
平成7年（1995年）	「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」が位置付けられ、県が取り組むべき女性施策の指針として「いばらきハーモニープラン」（平成7年度から平成17年度まで）を策定す

	る。
平成8年（1996年）	男（ひと）と女（ひと）のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定する。
平成9年（1997年）	「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改名し、「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設する。
平成11年（1999年）	女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編する。
平成13年（2001年）	男女共同参画社会基本法の理念を受け、男女共同参画社会の実現に向けて、県、県民及び事業者が一体となって取り組むことを決意した「茨城県男女共同参画推進条例（以下、この節において「条例」という。）」を制定する。 そして、この条例の基本理念を具体化し、施策を展開するための指針として「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」を策定する。 「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」と改名する。
平成14年（2002年）	条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくため、「茨城県男女共同参画基本計画」（平成13年度から平成22年度まで）を策定する。 また、基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」（平成13年度から平成17年度まで）を策定する。 合わせて、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置する。
平成18年（2006年）	「茨城県男女共同参画実施計画」（平成18年度から平成22年度まで）を策定する。
平成23年（2011年）	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度から平成27年度まで）を策定する。
平成26年（2014年）	産業、経済など様々な分野における女性の活躍を推進するための方策を検討する「ウィメンズパワーアップ会議」を設置し、会議から「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！ チャレンジ！ いばらきウーマン!!～」を受ける。
平成29年（2017年）	第2次基本計画以降の社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を踏まえた「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」が策定される。
平成31年（2019年）	「茨城県男女共同参画推進条例」の一部改正（性的少数者への不当な差別的取扱いの禁止等）

第4節 町の取組

年	出来事
平成4年（1992年）	平成3年（1991年）「いばらきローズプラン21」の策定により、積極的に女性行政を取り組むことの必要性から企画課において女性対策事業を推進する。
平成8年（1996年）	「いばらきハーモニープラン」が策定され、企画課に女性行政担当を置き、「男女共同参画型社会」の実現を図るため講演会や学習会を開催し普及啓発を行う。
平成12年（2000年）	企画課に男女共同参画担当が新設され、女性施策推進に取り組む。
平成19年（2007年）	機構改革により、総務課 人権同和対策室に男女共同参画に関する業務が移管される。
平成22年（2010年）	「住民意識調査」を実施し、男女共同参画プラン策定のための各種基礎資料として分析を重ね、プラン策定を目指し、活動を進める。
平成24年（2012年）	男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「五霞町男女共同参画推進プラン（平成24年度～平成28年度）」を策定する。
平成26年～令和3年 （2014年～2021年）	毎年一回ずつ男女共同参画関連の映画上映会を実施する。 （令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）
平成28年（2016年）	男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、これまでの取組の見直し及び新たな課題の見出しを図り、町民のニーズ及び女性活躍推進法の要旨を取り入れ、「五霞町男女共同参画推進プラン（後期）」を策定する。
令和4年（2022年）	男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、これまでの取組の見直しや評価を行い「第2次五霞町男女共同参画推進プラン（前期）」を策定する。

第5節 町を取り巻く状況

1 人口推移

令和2年の国勢調査の結果によると、令和2年の年少人口（15歳未満の人口）割合は9.1%で全国平均（11.8%）よりも低く、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）割合は56.8%と全国平均（59.4%）よりも低く、老年人口（65歳以上の人口）割合は34.1

%で全国平均（28.8%）よりも高くなっています。

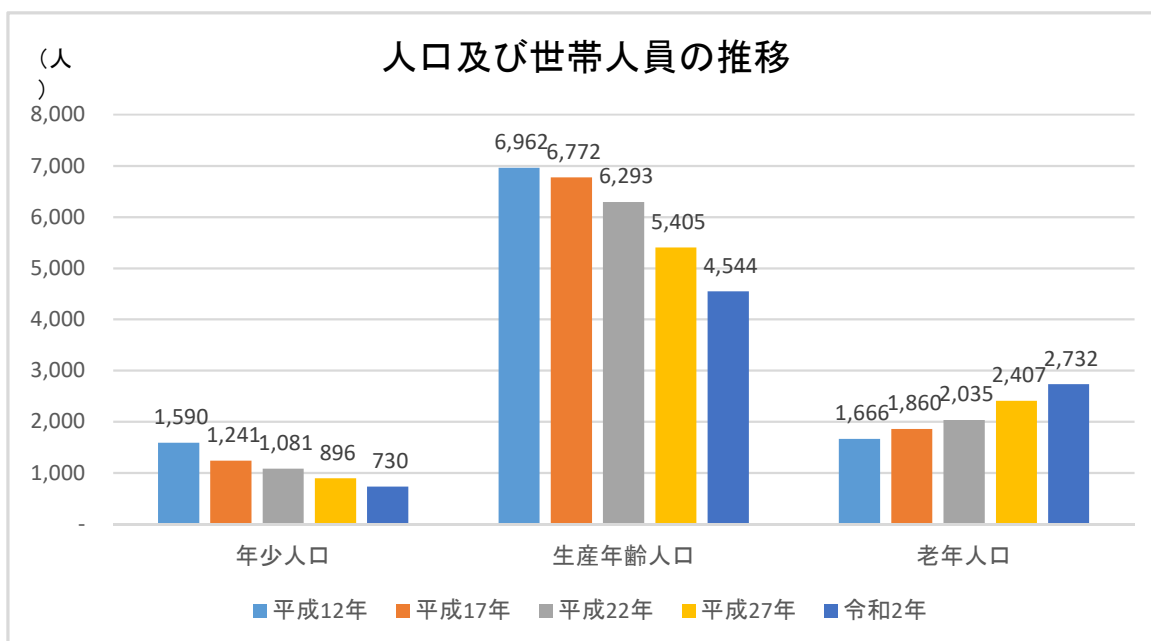
表1のように、一世帯当たりの人員が減少傾向にあることから、家族の縮小化が伺えます。また、年少人口割合は減少、老年人口割合は増加傾向にあり、本町でも少子・高齢化が一層進行しています。〔表1参照〕

■表1 人口及び世帯の推移

資料 国勢調査

	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口割合（%）	1,590人（15.6）	1,241人（12.6）	1,081人（11.5）
生産年齢人口割合（%）	6,962人（68.1）	6,772人（68.6）	6,293人（66.9）
老年人口割合（%）	1,666人（16.3）	1,860人（18.8）	2,035人（21.6）
一世帯当たり人員（人）	3.65	3.45	3.21

	平成27年	令和2年
年少人口割合（%）	896人（10.3）	730人（9.1）
生産年齢人口割合（%）	5,405人（62.1）	4,544人（56.8）
老年人口割合（%）	2,407人（27.6）	2,732人（34.1）
一世帯当たり人員（人）	3.03	2.76

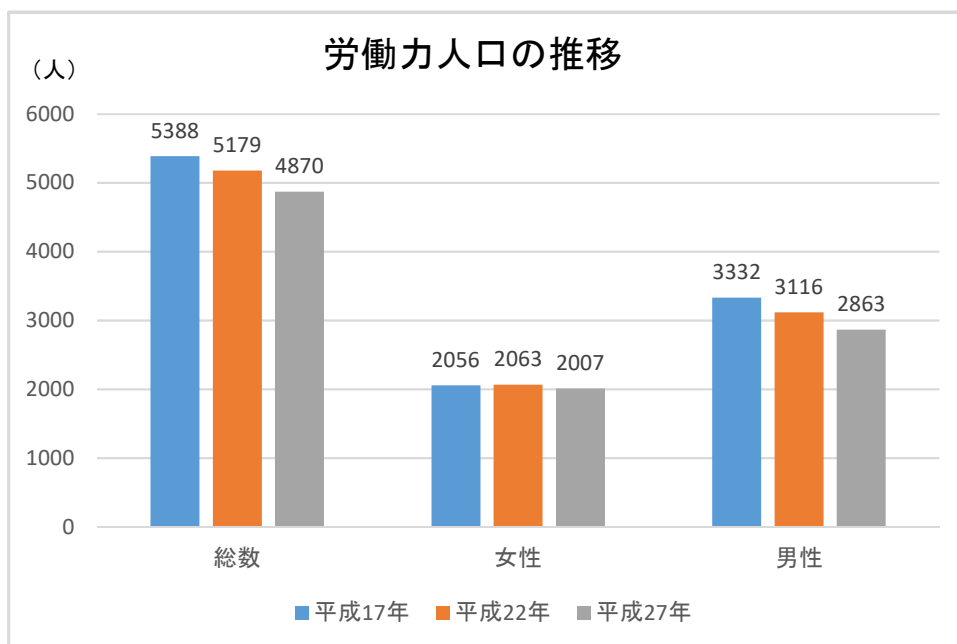


資料 国勢調査

2 男女の働き方の変化

女性の労働力人口は、平成17年に比べても平成27年は余り変化ありません。しかし、男性の労働力人口は、大きく減少していることが伺えます。〔表2参照〕

■表2 男女別労働力人口の推移



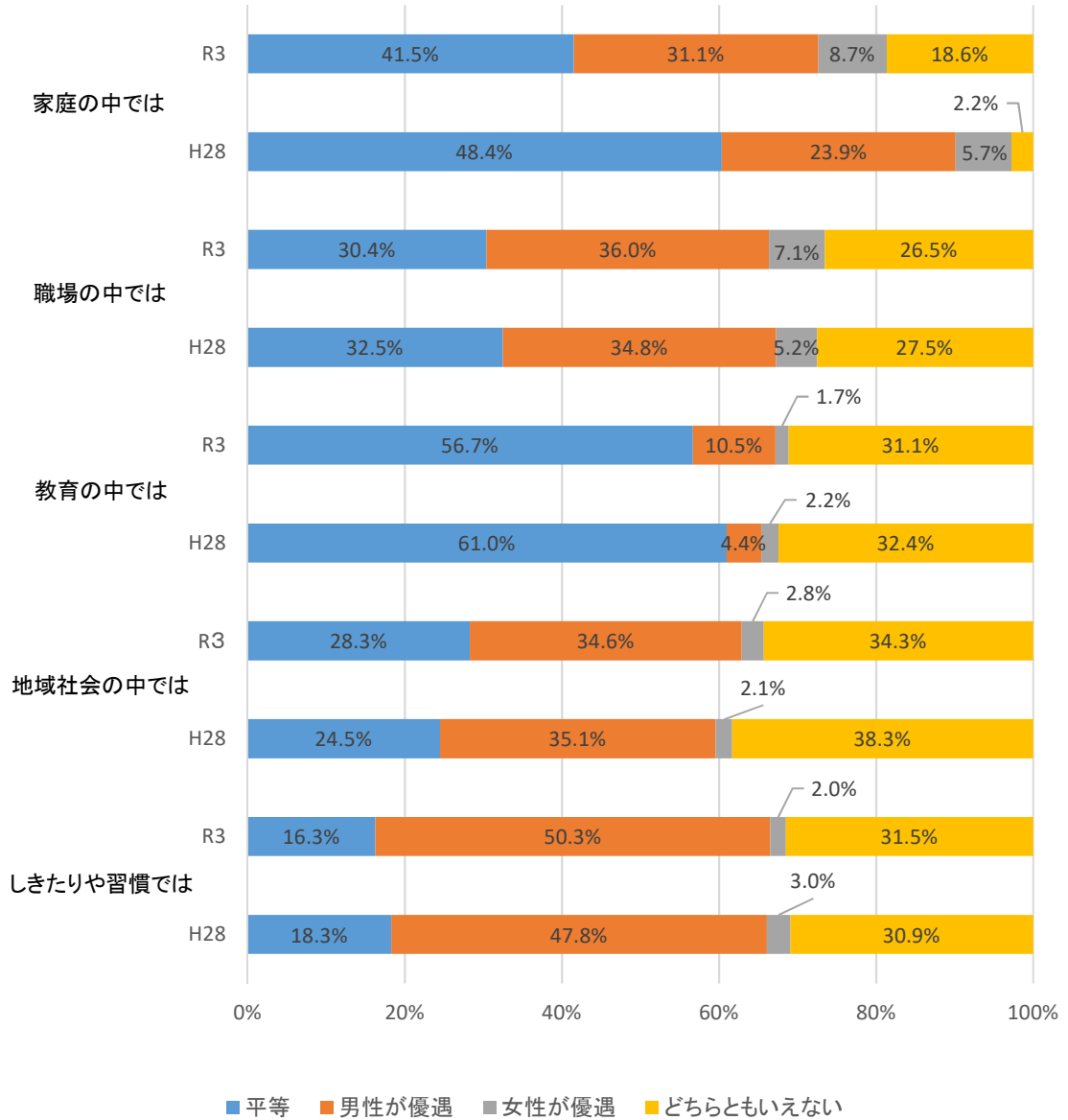
資料 国勢調査

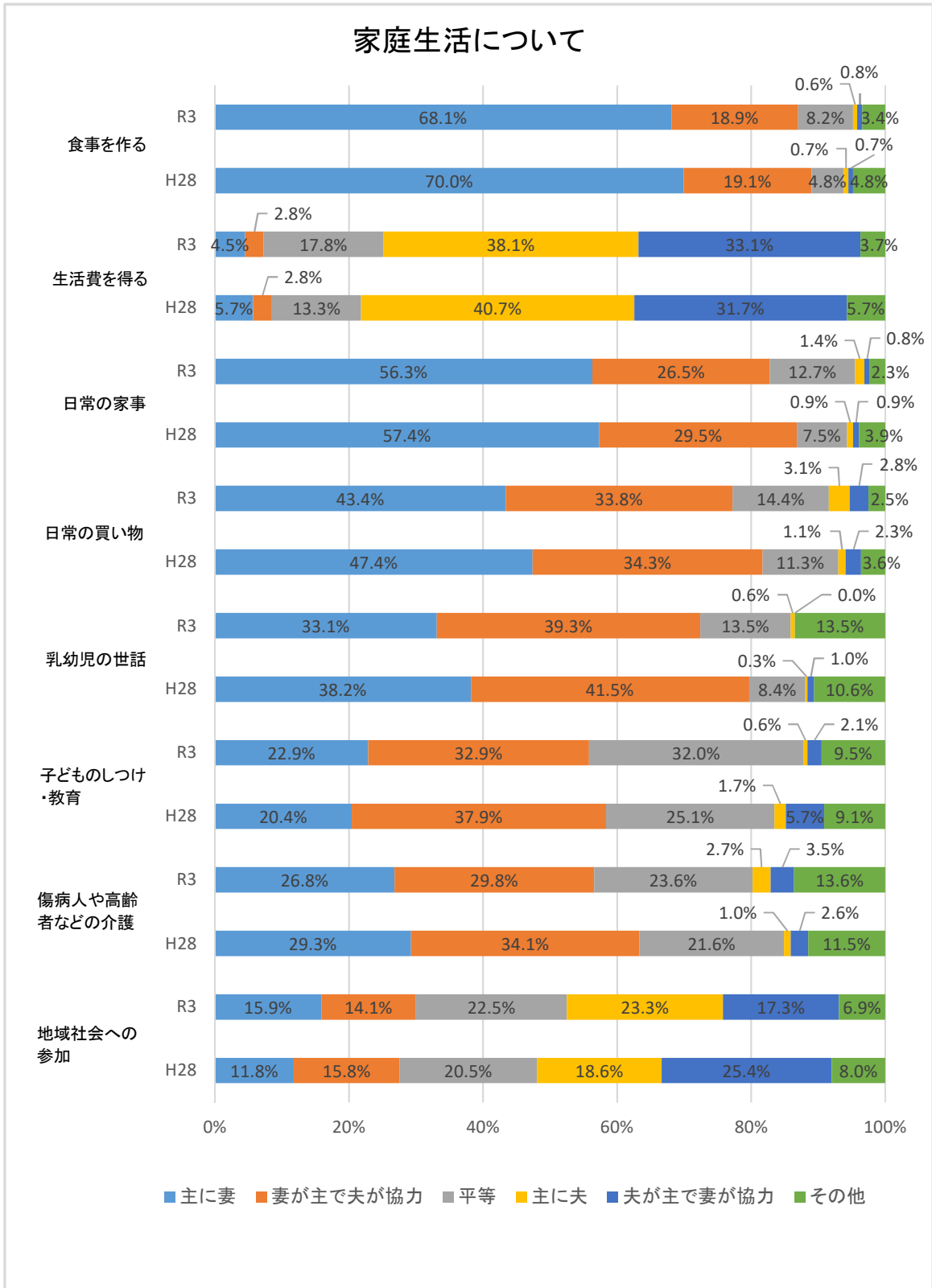
3 アンケート調査の結果から

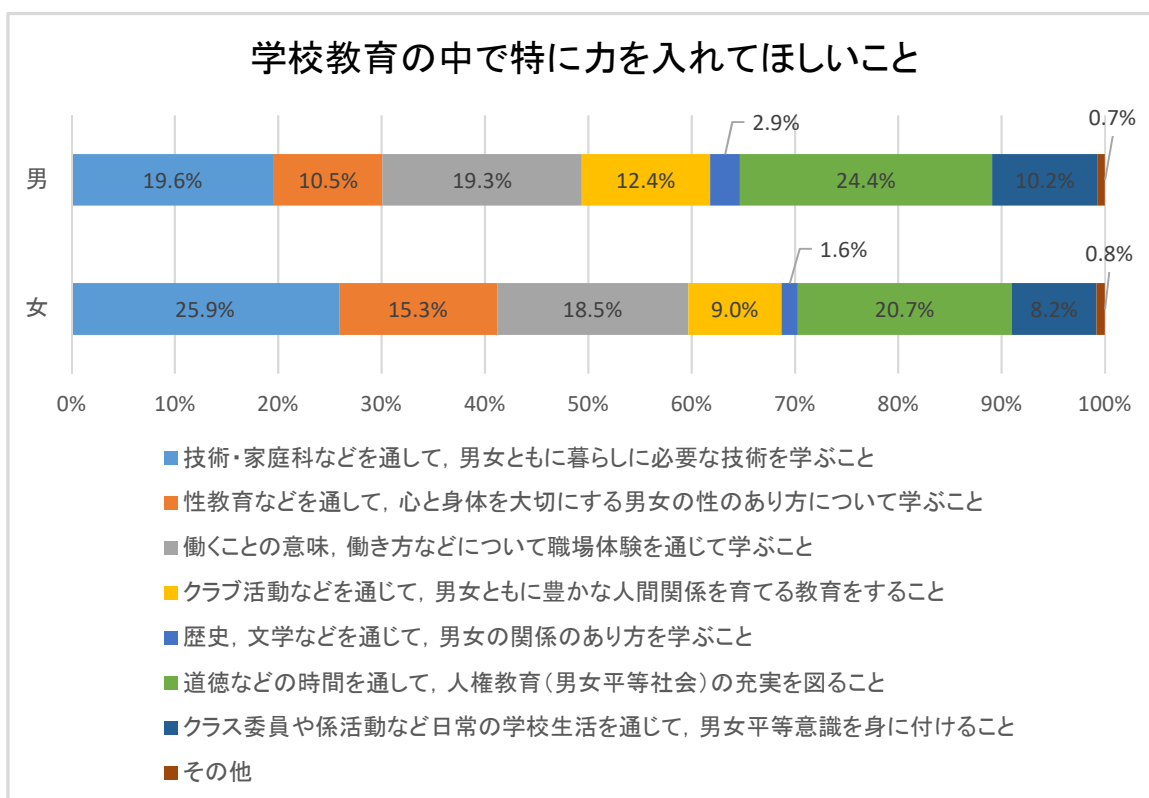
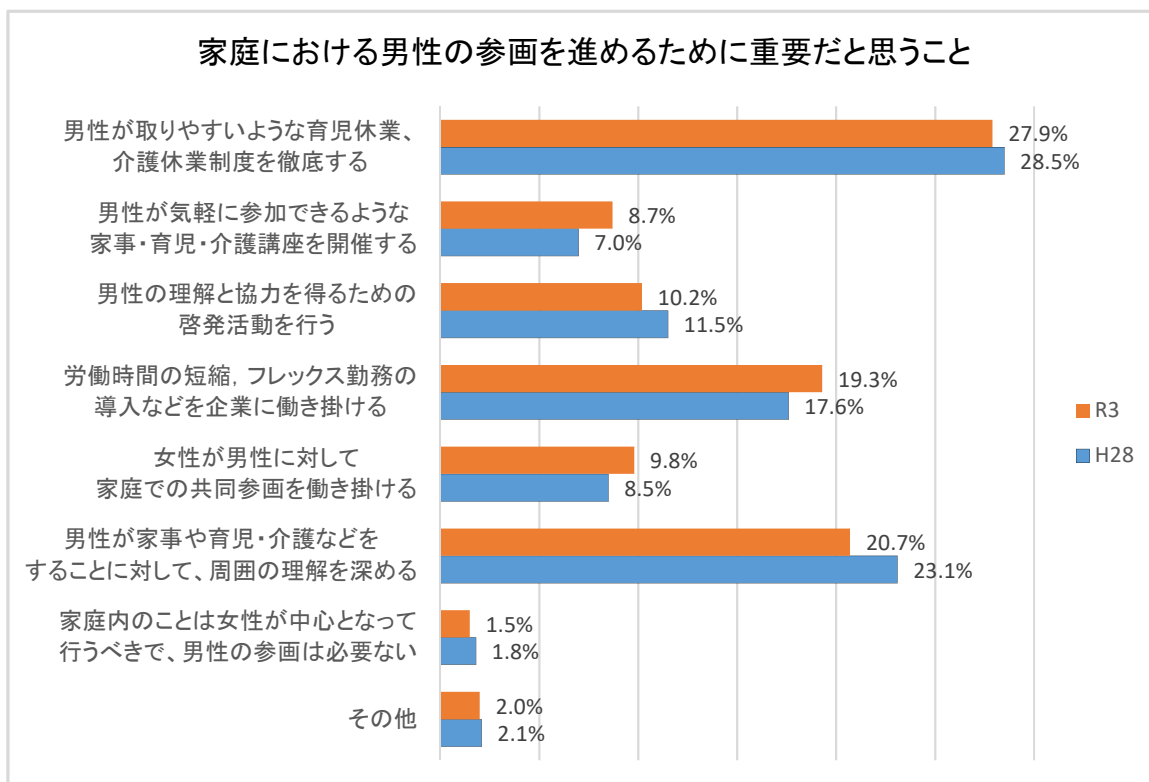
今回、五霞町男女共同参画推進プランを策定するに当たり、町内在住の20歳以上の方から1,000人を年代別に無作為抽出し、町民意識調査を実施しました。

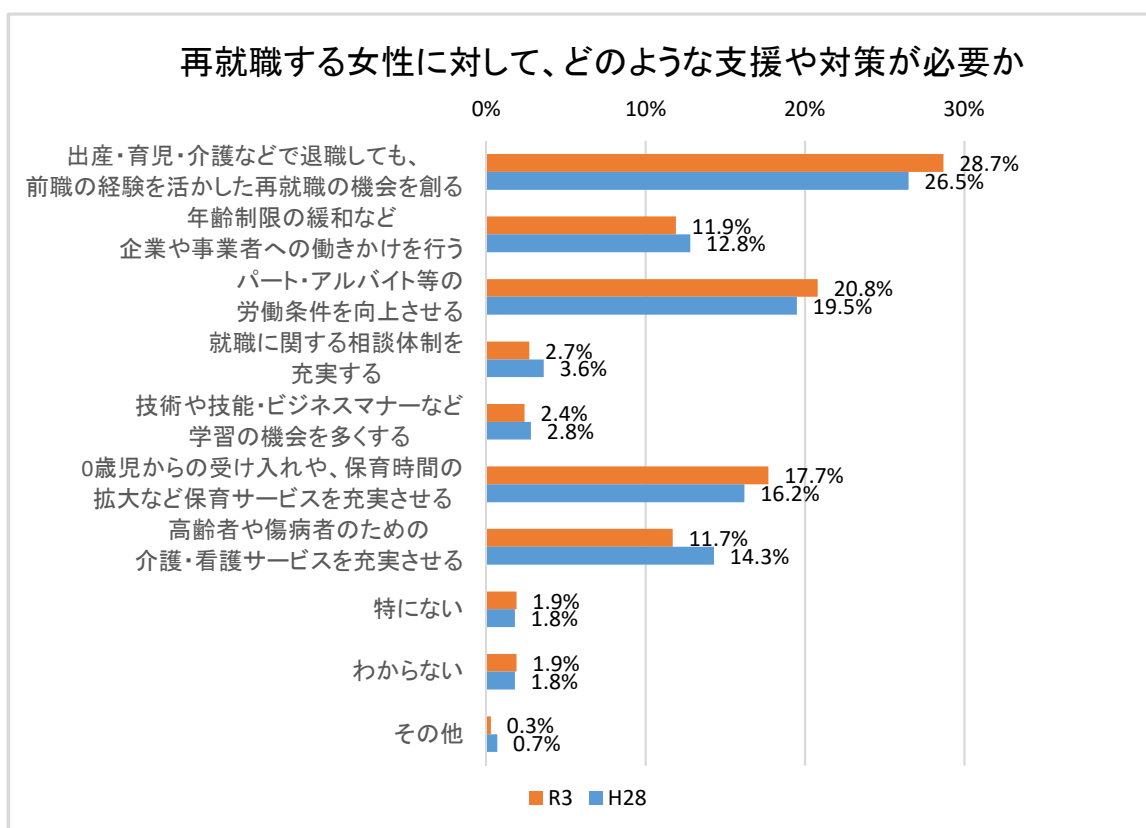
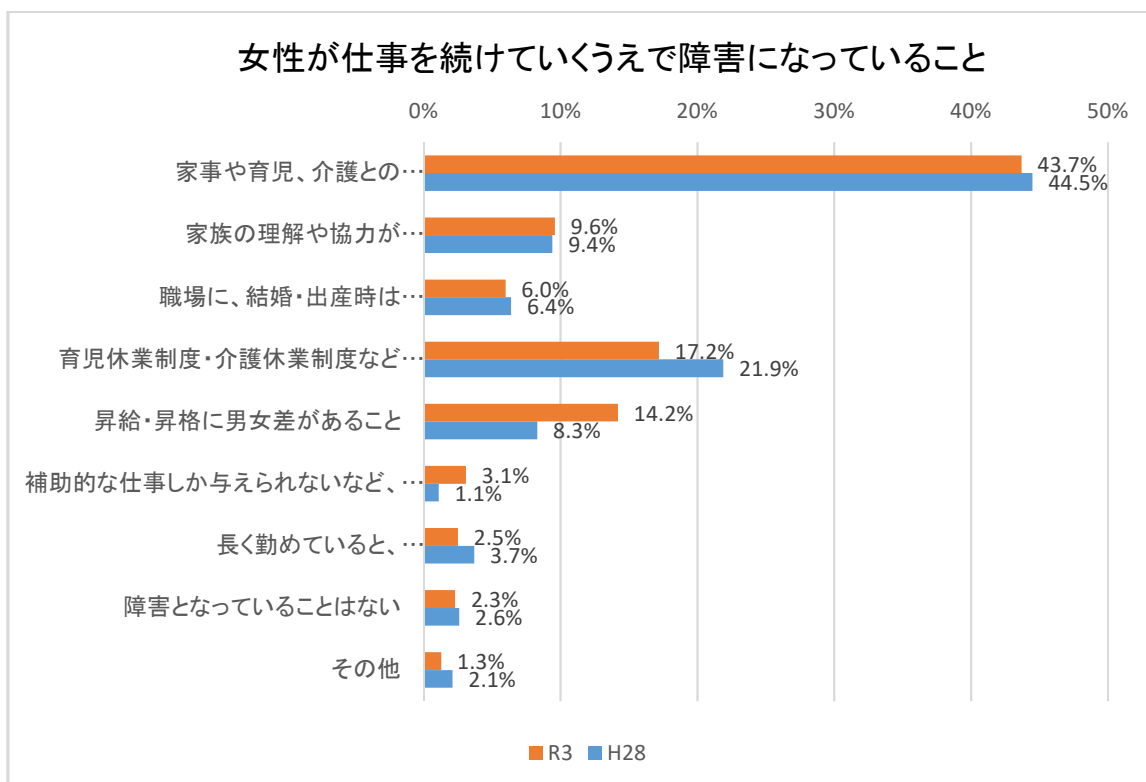
令和4年1月に当該調査の結果を取りまとめましたので、一部を抜粋してお知らせします。調査結果の詳細については、巻末の「男女共同参画社会に関する町民意識調査報告書」を御参照ください。

男女平等意識について









第3章

計画策定の内容

- 基本目標Ⅰ 一人一人を大切にする男女平等の意識づくり
- 基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり
- 基本目標Ⅲ お互いに支え合うための土台づくり

基本目標Ⅰ 一人一人を大切に作る男女平等の意識づくり

施策の方向	施策	ページ
1 家族を思いやる意識づくり	(1) 広報活動の充実	26
	(2) 意識の啓発	26
	(3) 学習機会の提供	27
2 地域で分かち合う意識づくり	(1) 情報の収集と提供	29
	(2) 学習及び成果発表機会の提供	29
	(3) 社会通念や習慣の見直し	30
3 働く場で助け合う意識づくり	(1) 事業所への情報の提供	32
	(2) 働きやすい就労環境の整備	32
	(3) 庁内における職場環境の整備	33
4 教育の場で育ち合う意識づくり	(1) 指導：支援体制の充実	35
5 国際的視野を身に付ける意識づくり	(1) 国際交流・理解の促進	35

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

施策の方向	施策	ページ
1 家庭で進める環境づくり	(1) 家事への参画促進	39
	(2) 子育てへの参画促進	40
	(3) 介護への参画促進	40
2 地域で進める環境づくり	(1) 人材の育成及び活用	42
	(2) 活動の機会提供及び促進	43
3 働く場で進める環境づくり	(1) 多様な働き方への支援	45
	(2) 女性が能力を発揮できる就業の支援	45
	(3) 仕事と家庭及び地域活動との両立への支援	46
	(4) 庁内における男女の職域拡大	46
4 教育の場で進める環境づくり	(1) 保育及び教育内容の充実	48
	(2) 学校生活の充実	49

基本目標Ⅲ お互いに支え合うための土台づくり

施策の方向	施策	ページ
1 健やかな心と体を保つ土台づくり	(1) 健康づくり及び管理への支援	51
	(2) 性及び命が尊重される環境整備	52
2 全ての人が安らかに暮らせる土台づくり	(1) 子供への支援	53
	(2) 高齢者への支援	54
	(3) 障害のある方への支援	54

基本目標Ⅰ 一人一人を大切にする男女平等の意識づくり

☆ 施策の方向Ⅰ-1 家族を思いやる意識づくり

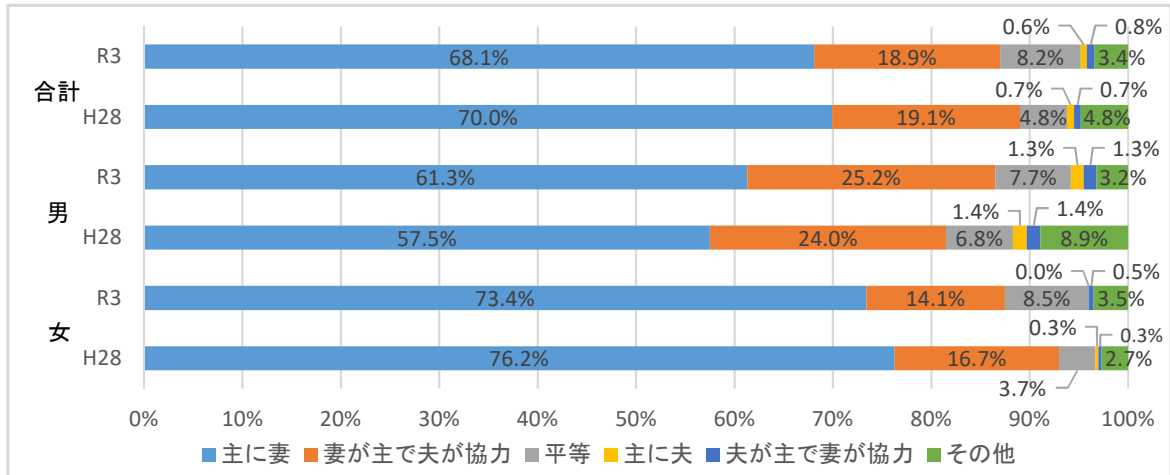
【現状と課題】

家庭における男女共同参画の実現のためには、家族一人一人がそれぞれの役割分担を話し合い、お互いを思いやる気持ちを持ち、各々の生活スタイルで楽しく暮らせるようにするために、個々の家族での男女共同参画に対する理解及び認識を深めることが必要です。

今回の町民意識調査では、食事を作る、日常の家事、乳幼児の世話、子どものしつけ・教育、介護などは、女性が主で動いているようですが、前回の調査よりも平等である状況が見られ、理想的な役割分担に少しずつですが近づいているようです。

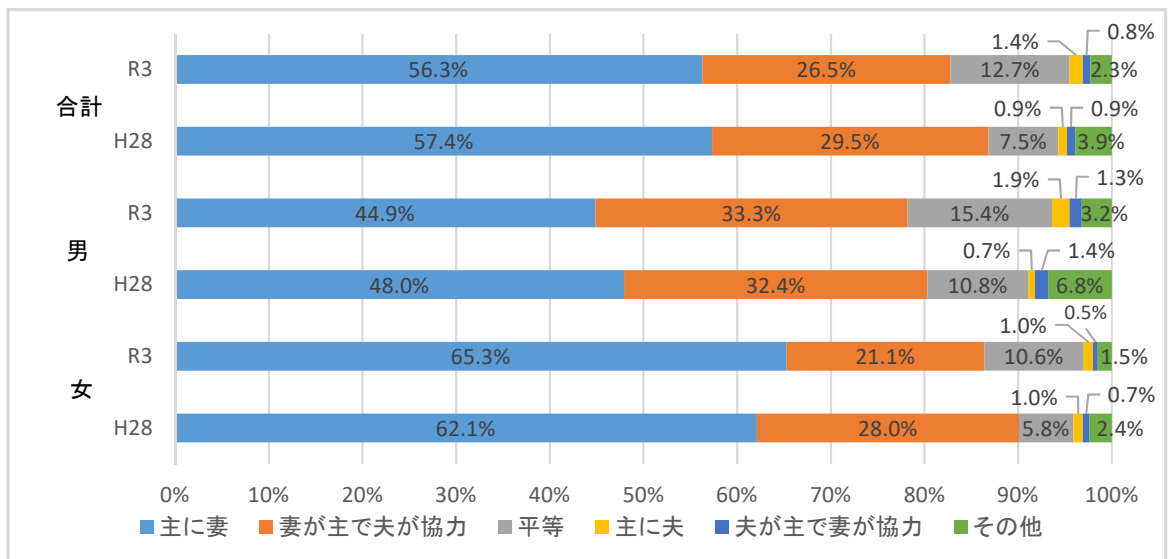
○食事を作る

町民意識調査P70



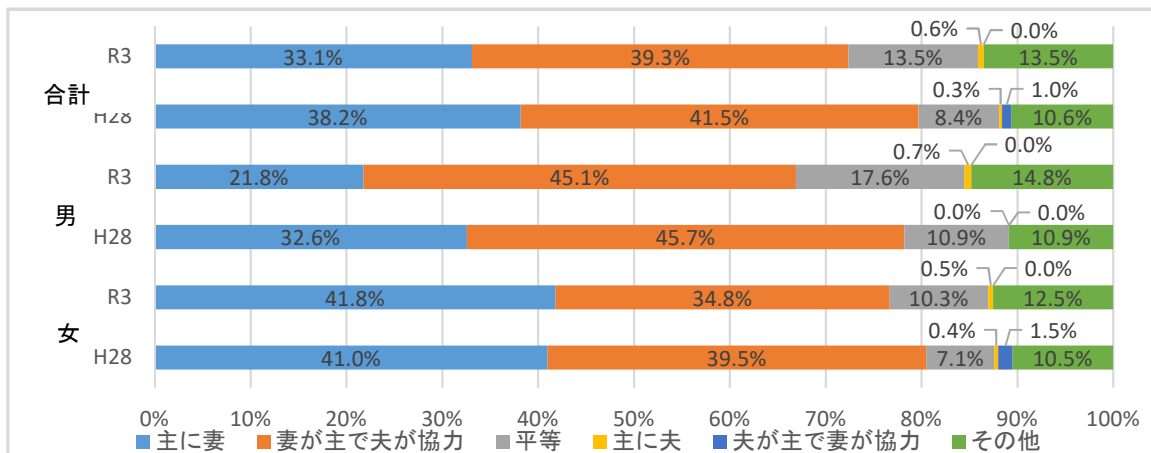
○日常の家事（洗濯・掃除）

町民意識調査P71



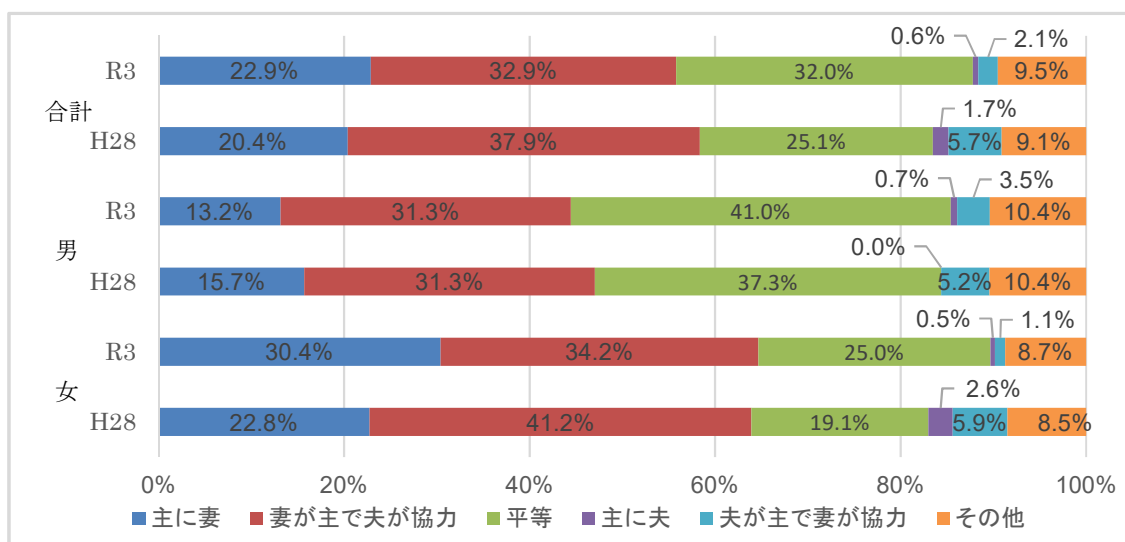
○乳幼児の世話

町民意識調査P72



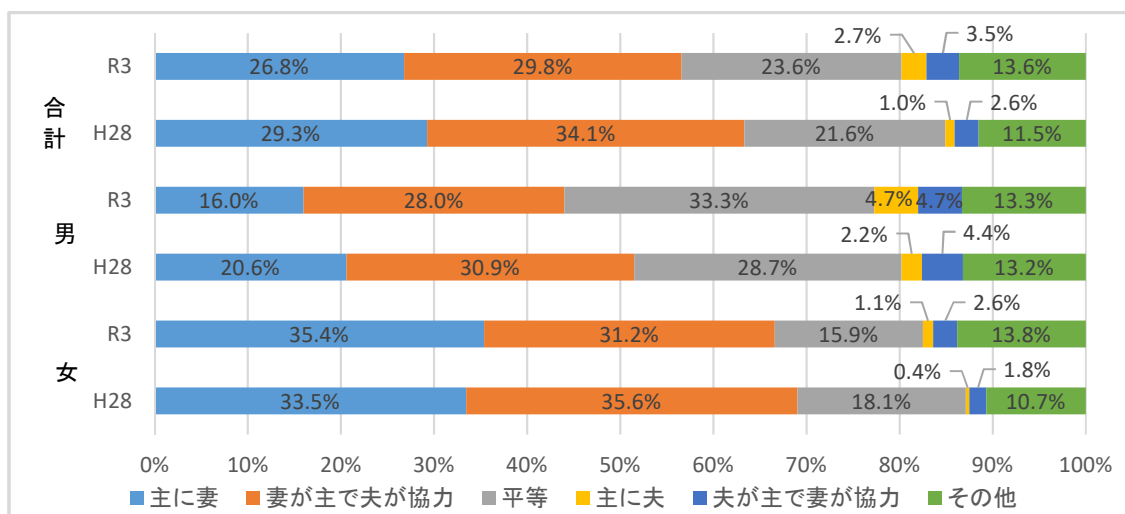
○子どものしつけ・教育

町民意識調査P73



○傷病人や高齢者などの介護

町民意識調査P73



(1) 広報活動の充実

広報紙「広報ごか」やリーフレットといった紙面上の情報に加え、町公式ホームページを活用するなど、広報活動を充実します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆広報ごかにおける「男女共同参画社会の推進」コーナーの継続的な設置	◇広報ごかに関連記事を定期的に掲載し、また、特集ページも確保して広報活動の充実を図る。	秘書G	継続
◆「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成	◇同手引きを広報紙、パンフレット等の作成の際に活用する。	人権推進室 関係課	継続
◆男女共同参画リーフレットの内容の充実	◇リーフレットを作成し、啓発に努める。	人権推進室	継続・重点
◆町公式ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供	◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要を町公式ホームページに掲載し、周知を図る。	人権推進室	継続
	◇男女共同参画推進条例を制定し、町公式ホームページに掲載する。	人権推進室	継続

(2) 意識の啓発

誰もが気軽に参加できるセミナー等を開催することにより、人権問題を身近に捉え、男女の差別を解消するために、一人一人の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆男女共同参画啓発事業として講演会の開催及び町民参画による企画・運営体制の検討	◇講演会への参加や、映画会の開催を通して、町民参加型の運営等も検討する。	人権推進室	継続・重点
◆あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	◇町職員研修会を開催。また、連絡調整会議での情報の発信に努める。研修会、講演会、広報紙への掲載、リーフレット等を活用して一般町民にも積極的に啓発に努める。	人権推進室	継続
	◇日常的に職場内で話し合える環境づくりを管理職の働きかけと各自が心掛ける。	庶務人事G	継続

	◇学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図っていく。また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。	学校教育G	継続
	◇人権問題として啓発活動（イベント等で啓発用品を配布）を推進する。	人権推進室	継続・重点
◆PTA総会などにおける保護者に対する男女共同参画の啓発	◇PTA総会、保護者会及び学年学級懇談会の場での啓発活動や家庭教育学級においても男女共同参画を意識したテーマを取り入れて開催する。	学校教育G	継続
	◇五霞町PTA連絡協議会の中の女性ネットワーク組織を活用し、情報交換や研修会を実施する。	学校教育G 生涯学習G	継続
◆DV（ドメスティック・バイオレンス）問題の周知	◇DVに関するリーフレットを設置し、庁議での情報の発信を図る。また、広報紙や町公式ホームページに掲載し、町民や町内事業所にも積極的に啓発に努める。	社会福祉G	継続・拡充
◆人権相談や福祉相談などの窓口の周知	◇下妻人権擁護委員協議会主催で、年2回人権相談を開設する。	人権推進室	継続・重点
	◇法律相談、行政相談及び一般相談会を開催する。また、各課連携して総合的な相談会の開催を検討する。	高齢者支援G 秘書G	継続・拡充
	◇生活費の相談、また、ひとり親・障害のある方等の各種相談を実施する。	社会福祉G	継続
◆関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	◇法務局等と連携し、日常においての人権擁護委員の相談を開催する。	人権推進室	継続・重点
	◇病院、保健所、町関係各課、老	社会福祉G	継続

◆女性総合相談窓口の充実	<p>人ホーム等の職員の連携強化を図り、児童虐待等では、要保護児童対策地域協議会と関係機関と連携し、相談・援助体制の充実を図る。</p> <p>◇庁内及び県女性相談所や児童相談所、警察署に協力を依頼するとともに、設置に向けた取組を推進する。</p>	<p>高齢者支援G</p> <p>人権推進室</p>	<p>継続</p>
--------------	--	----------------------------	-----------

(3) 学習機会の提供

多様なニーズにあった学習機会を提供します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆家庭教育学級などの充実	◇人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組みながら、充実を図る。	生涯学習G	継続・重点
◆男女共同参画型講座の開催	◇町民の誰もが参加しやすい講座の開催に努める。また、講座等を開催するための場を提供する。	生涯学習G	継続・拡充

☆ 施策の方向 I-2 地域で分かち合う意識づくり

【現状と課題】

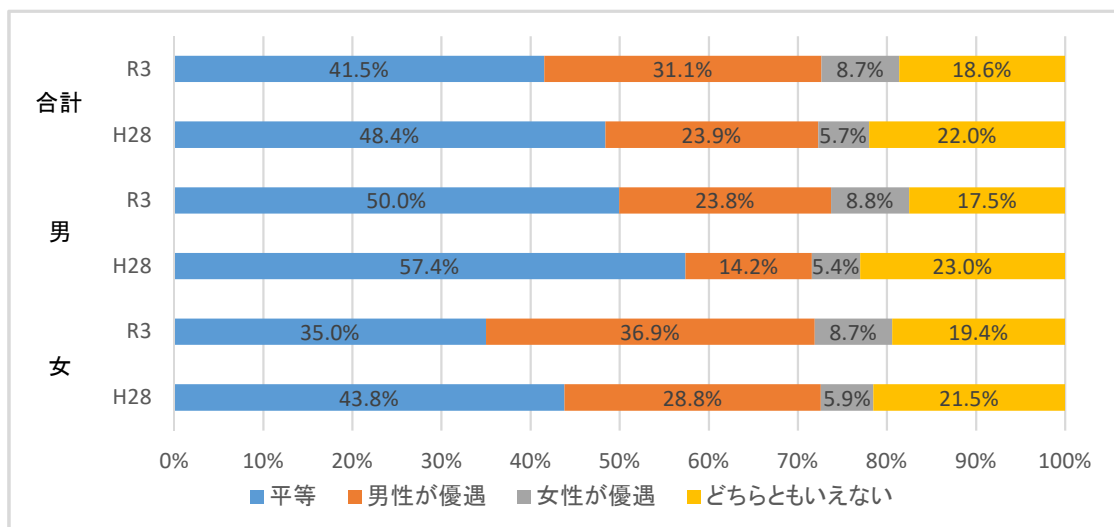
私たちは生活の中で、固定的な性別役割分担意識に自分の考え方や行動を規制されることがあり、時に一方の性が優遇されていると感ずることがあります。

町民意識調査では、『地域社会』（P28参照）『しきたりや習慣』（P29参照）の中では、男性が優遇されていると答えている人がそれぞれ34.6%、50.3%を占めていて、前回の調査と比較しても同様の結果となっています。依然として男性が優遇されていると思う人が多く、地域社会の中では、まだまだ、古い習慣にとらわれた性別による固定的な役割分担があるように思われます。

今後は、若い人たちの地域活動参加を促し、地域社会の中の固定的な役割分担並びに従来の社会通念及び習慣を見直す必要があります。

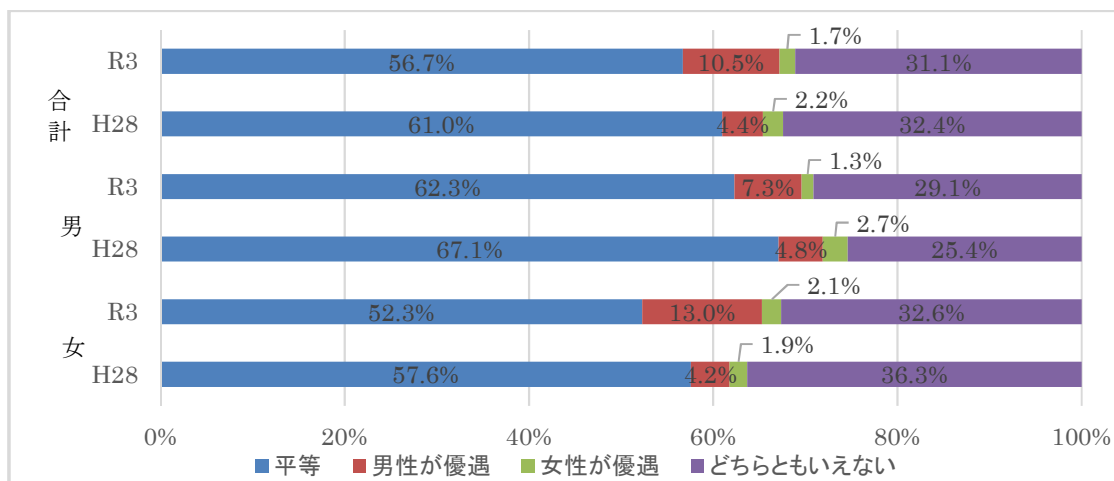
○家庭の中では

町民意識調査P68



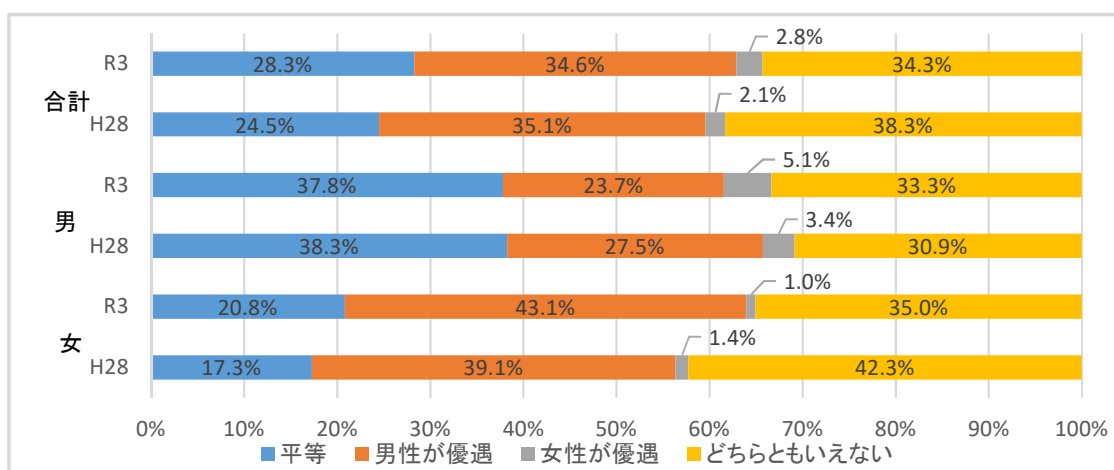
○教育の中では

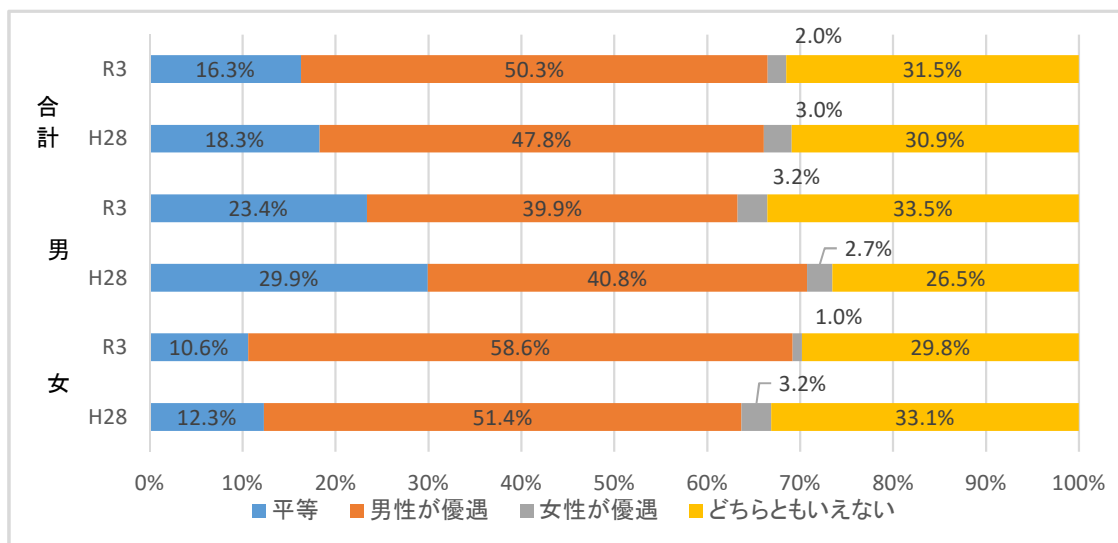
町民意識調査P69



○地域社会の中では

町民意識調査P69





(1) 情報の収集と提供

男女共同参画に関する最新の情報が得られるよう、図書資料など情報の収集に努めるとともに、情報提供の体制を充実します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆男女共同参画関連図書の収集	◇関連図書を中央公民館図書室資料として所蔵する。	生涯学習G	継続
◆「 ^{ひと} 男と女・ ^{ひと} ハーモニーフォーラム」など県内イベント情報の提供	◇イベント情報は、男女共同参画担当窓口への提示、町公式ホームページ、お知らせ版等への随時掲載等による情報提供を充実する。	広報戦略G	継続・拡充
◆町民意見の積極的な聴取と情報公開	◇男女共同参画町民意識調査の定期的な実施及び結果の公表、常時町民の意見を収集できる新たな体制を構築する。	人権推進室	継続・拡充

(2) 学習及び成果発表機会の提供

身近な所で男女共同参画について学ぶことができる学習機会や成果の発表機会を提供し、町民参加による生涯学習推進体制を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆町民の声を活かした講座をつくるための町民意識調査の実施	◇講座の申込み時や終了時にアンケートを実施する。	生涯学習G	継続

◆町民参画による講座の企画・運営組織設置の検討や公民館講座の継続	◇町民参画による講座の企画・運営組織の設置を検討する。	生涯学習G	継続
----------------------------------	-----------------------------	-------	----

(3) 社会通念や習慣の見直し

性別役割分担意識にとらわれた習慣や人権問題にかかる社会通念の見直しを行います。また、相談体制の充実に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆地域活動における性別役割分担の見直し及び男女共同参画の推進	◇地域における事業では、計画、立案の段階から女性が参画できるよう、地域から意識改革を図る。	人権推進室	継続
◆人権講演会や研修会などを通じた人権意識の高揚	◇人権問題に関する講演会を実施し、あらゆる人権問題に関する差別意識の啓発をする。	人権推進室	継続・重点

☆ 施策の方向 I-3 働く場で助け合う意識づくり

【現状と課題】

私たちは、職場においても性別による様々な違いを意識させられることがあります。

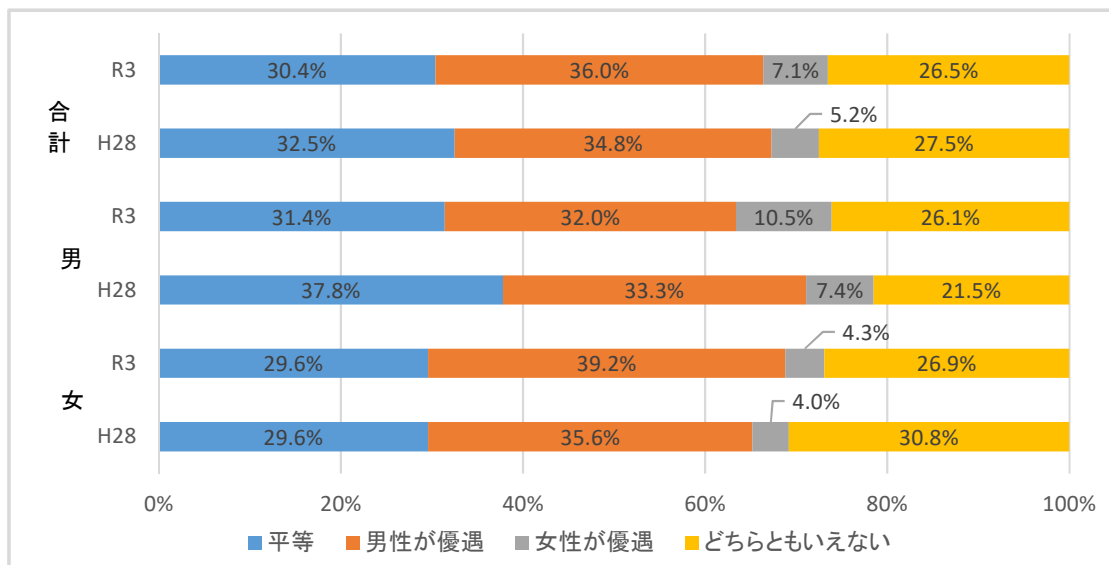
町民意識調査では、職場の中では男性の方が女性より優遇されていると答えている人が36.0%で、前回の調査と比較すると、やや増加の傾向が見られ、依然として多いことが分かります。(P31参照)

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての理想は、男性が「家庭生活又は地域・個人の生活にも携わりつつ仕事に専念したい」と答えた割合が29.2%(実際は29.5%)と最も高いのに対し、女性は「仕事にも携わりつつ家庭生活又は地域・個人の生活を優先したい」と答えた割合が28.4%(実際は18.7%)と最も高い結果となりました。男性よりも女性の方が理想と現実の差があるように見られます。(P32参照)

性別に関わりなくその個性と能力を向上させ、十分に発揮することができるようにするためには、男性と女性が、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、仕事と家庭の両立に対する理解を深めることが必要であると思われます。さらに職場における意識の改革を促す必要があります。

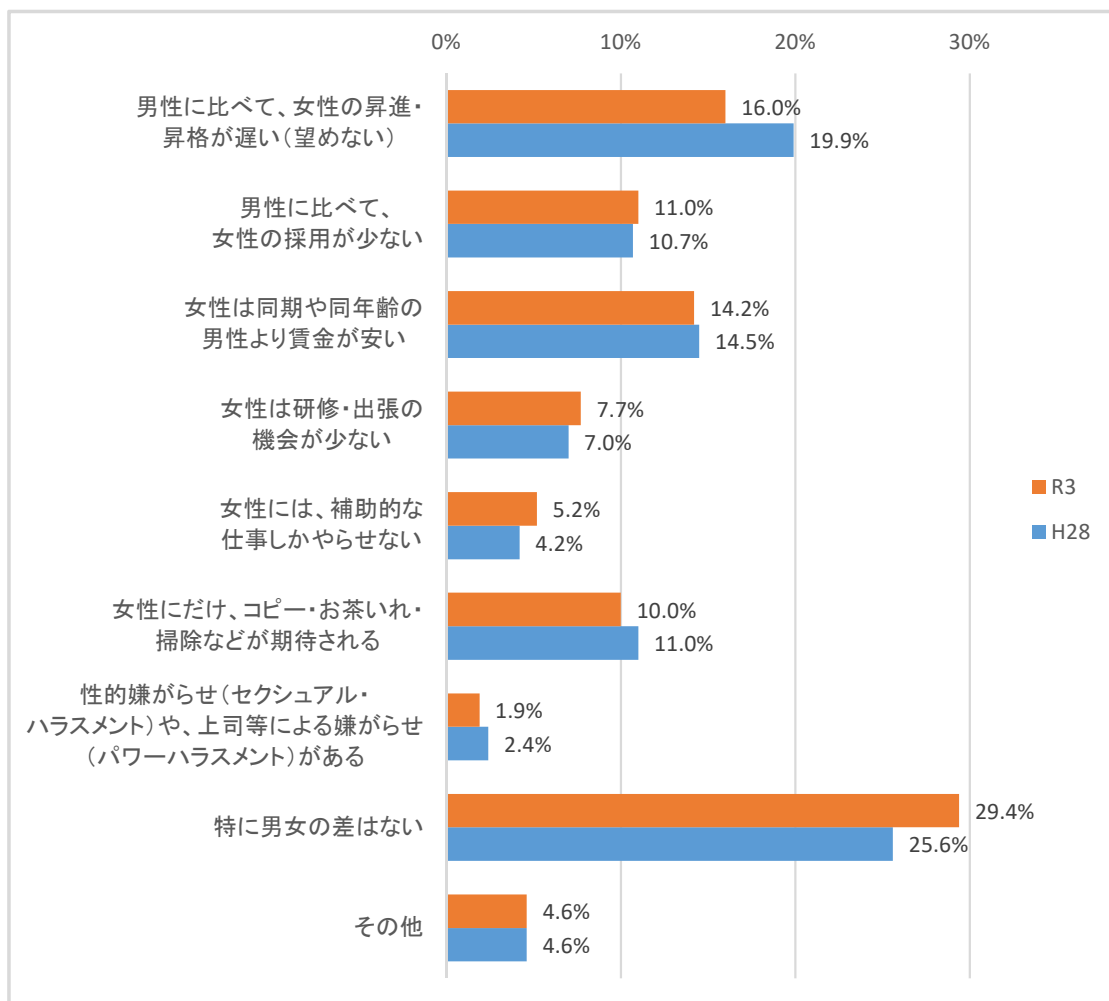
○ 職場の中では

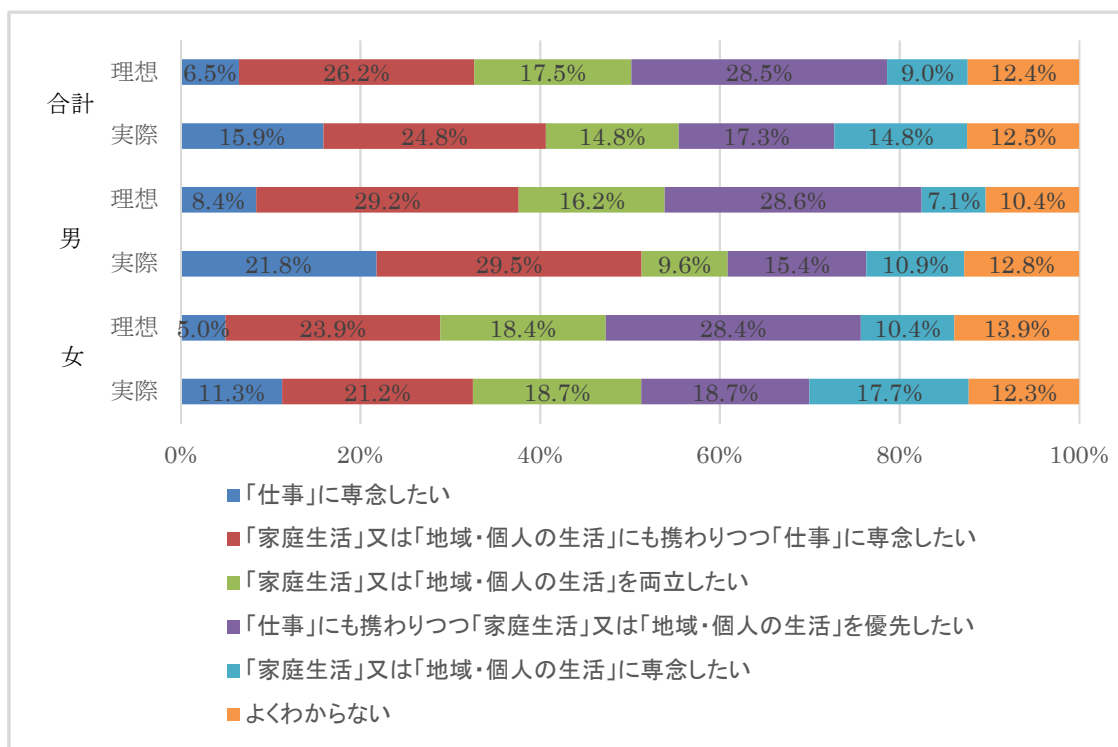
町民意識調査P68



○職場の中で、次のようなことがありますか

町民意識調査P88





(1) 事業所への情報の提供

事業所における男女共同参画の推進を支援するため、町内事業所への情報提供を行います。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆町内事業所における男女共同参画推進状況実態調査	◇男女共同参画推進の啓発に努め、町内事業所に情報提供を行う。	人権推進室	継続

(2) 働きやすい就労環境への整備

性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができるよう、事業主及び管理職の意識啓発に努め、働きやすい就労環境を支援します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆パンフレットなどによる事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	◇広報紙、町公式ホームページ等での啓発に併せ、パンフレット等も作成し、啓発に努める	人権推進室	継続
◆町内事業所への女性活躍推進法の周知及び啓発	◇町内事業所に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関	人権推進室	継続

	する法律について周知し、事業主行動計画の策定状況調査及び啓発を図る。		
--	------------------------------------	--	--

(3) 庁内における職場環境への整備

庁内における男女共同参画意識を高めるよう、職員研修を実施し、職員の意識の高揚を図ります。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆町独自の職員研修の開催	◇毎年、新規採用職員等年齢・階級別に職員の研修会を定期的に行い、意識の向上を図る。	人権推進室	継続
◆研修会などによる育児・介護休業法の活用の促進	◇特定事業主行動計画を策定し、職場環境の整備・意識改善に取り組む。	庶務人事G	継続
◆女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の調査及び公表	◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、行政が作成する事業主行動計画の進捗状況調査を行い、状況を把握及び分析し調査結果を公表する。	庶務人事G	継続
◆研修会などによるセクシュアル・ハラスメントの根絶	◇職員研修会等でも、セクシュアル・ハラスメントに対する意識の向上と知識の習得に取り組む。	庶務人事G	継続・拡充

※ セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、労働者がその労働条件につき不利益を受けること、または、性的な言動により労働者の就業環境が害されること」とされています。

☆ 施策の方向 I-4 教育の場で育み合う意識づくり

【現状と課題】

私たちは、幼い頃からの生活環境の中で、社会的性差（ジェンダー）の影響を受けて生活様式や行動を身に付けてしまう場合があります。人権意識や男女平等感を育てるために、幼

児・学童期での学校や家庭教育の果たす役割は、非常に重要なものであります。

町民意識調査では、学校教育の中で特に力を入れてほしいことを尋ねたところ、前回の調査と同じ「技術・家庭科などを通して、男女ともに暮らしに必要な技術を学ぶこと」が一番に挙げられていました。次いで「道德等の時間を通して、人権教育（男女平等教育）の充実を図ること」が多いことから、男女の性別ではなく、一人の人間としてお互いに尊重・尊敬し合い個性や能力を活かす指導が望まれています。

○学校教育の中で特に力を入れてほしいこと

		男		女		全体	
		実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
1	技術・家庭科などを通して、男女ともに暮らしに必要な技術を学ぶこと	54	19.6	95	25.9	149	23.2
2	性教育などを通して、心と身体を大切にす男女の性のあり方について学ぶこと	29	10.5	56	15.3	85	13.2
3	働くことの意味や働き方について、職場体験を通して学ぶこと	53	19.3	68	18.5	121	18.8
4	クラブ活動などを通して、男女ともに豊かな人間関係を育てる教育をすること	34	12.4	33	9.0	67	10.4
5	歴史や文学などを通して、男女の関係のあり方を学ぶこと	8	2.9	6	1.6	14	2.2
6	道德等の時間を通して、人権教育(男女平等社会)の充実を図ること	67	24.4	76	20.7	143	22.3
7	クラス委員や係活動など日常の学校生活を通して、男女平等意識を身につけること	28	10.2	30	8.2	58	9.0
8	その他	2	0.7	3	0.8	5	0.8
合 計		275	100.0	367	100.0	642	100.0

(1) 指導・支援体制の充実

男女平等意識を育むために、児童・生徒及び学校職員に対し研修を行い、意識の啓発に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆一人ひとりの個性を生かす保育生活、学校生活の推進	◇児童の成長に合わせた保育を実施する。 ◇学習指導形態（グループ・ペア学習）、指導形態（TT・少人数指導）などの工夫を行う。	社会福祉G 学校教育G	継続 継続
◆男女共同参画を実践するための生活科、技術・家庭科、保健体育科授業の充実	◇家庭と仕事を両立できるよう、男女共同参画社会の一員としての心を育む授業内容の工夫や教員同士の授業研修	学校教育G	継続
◆関係各課との連携による性教育及び思春期保健指導等の充実	◇ゲスト・ティーチャーとして、保健師・栄養士が小中学校で思春期の性教育や食育教室を実施する。	学校教育G 健康支援室	継続

☆ 施策の方向 I—5 国際的視野を身に付ける意識づくり

【現状と課題】

国際社会で見ると、日本での女性の社会参画は、政治、行政、労働などの面で低い水準にあり、また、賃金の面でも同様の状況であることが報告されています。

(1) 国際交流・理解の促進

国際社会の一員であることを認識するために、外国の人々との交流を深め、外国の文化に触れ、お互いの生活習慣を理解する機会の充実に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆町内在住外国人との交流会の実施	◇ ボランティア団体による町民文化祭、クリスマスパーティー等の交流や日本語教室を開催する。	生涯学習G 人権推進室	継続
◆ALTを活用した学校における国際理解の促進	◇町内小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーション	学校教育G	継続・重点・拡充

◆ALTを活用した生涯学習講座における国際理解の促進	を図り、国際理解を深める。また、平成30年度から英語教科の拡充に伴い、英語教育活動指導員を配置する。 ◇講師にALT を起用し、生涯学習講座「英会話教室」を開催	生涯学習G	継続
----------------------------	---	-------	----

※ ALT (Assistant of Language Teacher) とは、日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手の略。

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

☆ 施策の方向 Ⅱ-1 家庭で進める環境づくり

【現状と課題】

これまで女性の負担となってきた育児や介護などについては、若い世代では男性の理解と協力も得られ、家庭の中では家事に対する認識が少しずつ変化しているように思われます。

今回の調査では、家庭生活における役割分担を尋ねたところ、日常の家事については、全体で見ると「主に妻」が56.3%、「妻が主で夫が協力」が26.5%、「平等」が12.7%となっています。（下表参照）

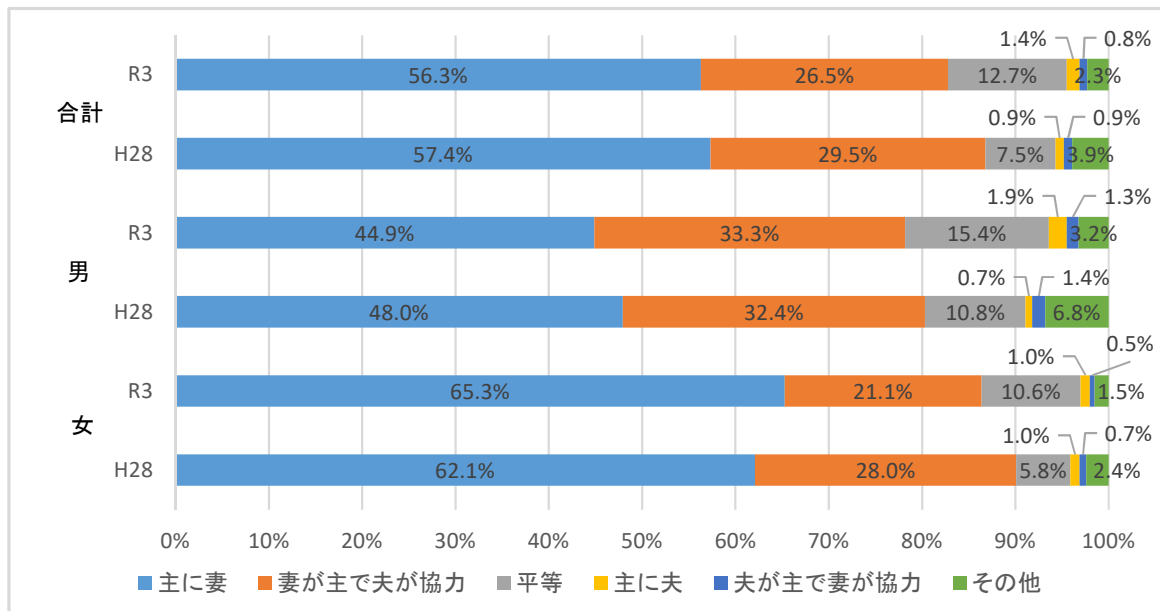
病人や高齢者の介護については、「主に妻」が26.8%、「妻が主で夫が協力」が29.8%、「平等」が23.6%となっており、日常の家事と比べると傷病人や高齢者の介護について男性の協力が高いことが伺えます。（P38参照）

また、子供のしつけや教育については、「主に妻」が22.9%、「妻が主で夫が協力」が32.9%、「平等」が32.0%となっています。（P38参照）

固定的な性別役割分担意識に左右されず、男女ともにいろいろな生き方ができる社会を築くためには、その社会の基礎となる家庭の中から改善することが必要であると言えます。

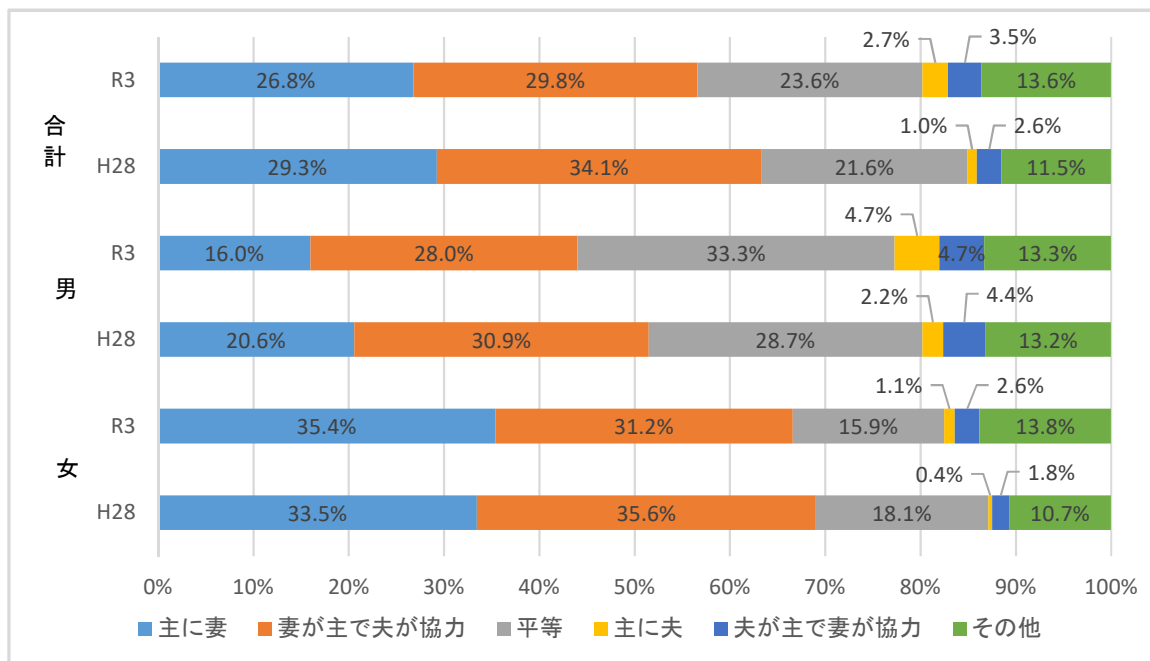
○日常の家事（洗濯・掃除）

町民意識調査P71



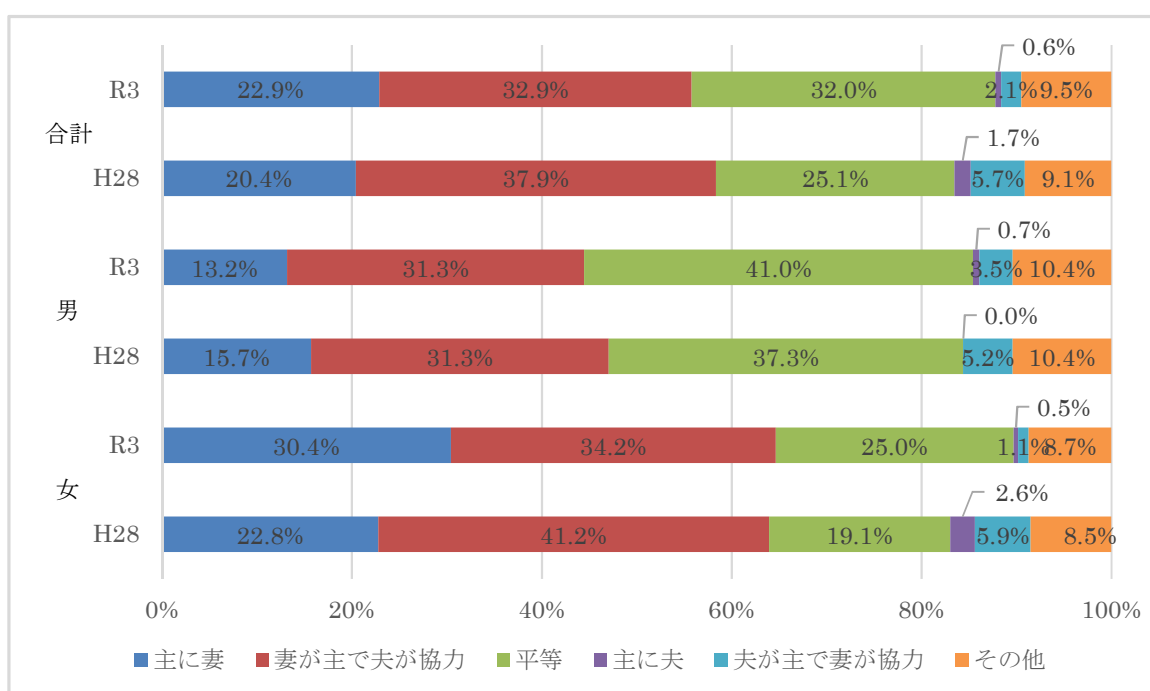
○傷病人、高齢者などの介護

町民意識調査P73



○子どものしつけ・教育

町民意識調査P73



(1) 家事への参画促進

これまで家事を行う機会が少なかった人のために、家事の経験や知識を身に付けるための講習会を開き、家事への参画を促します。また、消費者活動への支援を行います。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆男性や子供のための料理等家事講座の開催	◇男性の料理でも栄養のバランスを考えた献立で、食生活の改善によって、生活習慣病の予防ができるように支援する。	健康支援室	継続
	◇親子で食育の重要性を認識できることや、共同作業を通じて絆が深められるように親子料理講座を開催する。	健康支援室	継続
◆現況に対応した廃棄物処理の推進	◇将来にわたって持続可能な資源循環型社会を構築するため、家庭内の環境意識の啓発活動として3R（リサイクル・リユース・リデュース）の推進と、ごみの適正処理に積極的に取り組む。		
◆消費生活相談窓口の設置及び健全な消費生活活動への支援	◇消費生活相談窓口を設置し、消費生活全般に関する問題やトラブルなどに、専門の相談員が相談に応じる。また、消費者団体とともに講演会や消費生活展の開催などを通して、今後も町民の消費生活に関する啓発に努める。引き続き、出前講座、広報などを通して周知を行い、啓発活動を推進する。	くらし環境G	継続

(2) 子育てへの参画促進

男女が、子育てに関する経験や知識を身に付け、子育ての楽しさを実感できる事業を充実するとともに、子育てへの男性の参画を促します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆交流及び相談機会の充実	◇児童館において、親子遊びの指導や保護者同士の交流や情報交換ができる広場を開催する。また、乳児相談時に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼント（ブックスタート）していることを広報紙及び町公式ホームページ等へ掲載し、周知を図る。	社会福祉G 健康支援室 生涯学習G	継続
◆妊婦訪問等による子育て支援の充実	◇沐浴指導などを実施し、父親の子育て参加を促す。また、新生児訪問や乳幼児健診を通し、子育てに不安のある保護者への相談・支援を行う。	健康支援室	継続

(3) 介護への参画促進

介護の知識を得るための介護教室を開催し、女性だけでなく男性の参画も促します。また、介護をしている家族を支援する体制を充実します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆男女で参加できる介護教室の充実	◇地域包括支援センターにおいて介護教室を開催する。	高齢者支援G	継続
◆介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	◇在宅で高齢者を介護している家族を支援するためのネットワークを構築し、高齢者虐待防止、権利擁護事業等について、啓発事業を実施する。地域包括支援センター等の窓口相談や通報への対応を図る。	高齢者支援G	継続

☆ 施策の方向 II-2 地域で進める環境づくり

【現状と課題】

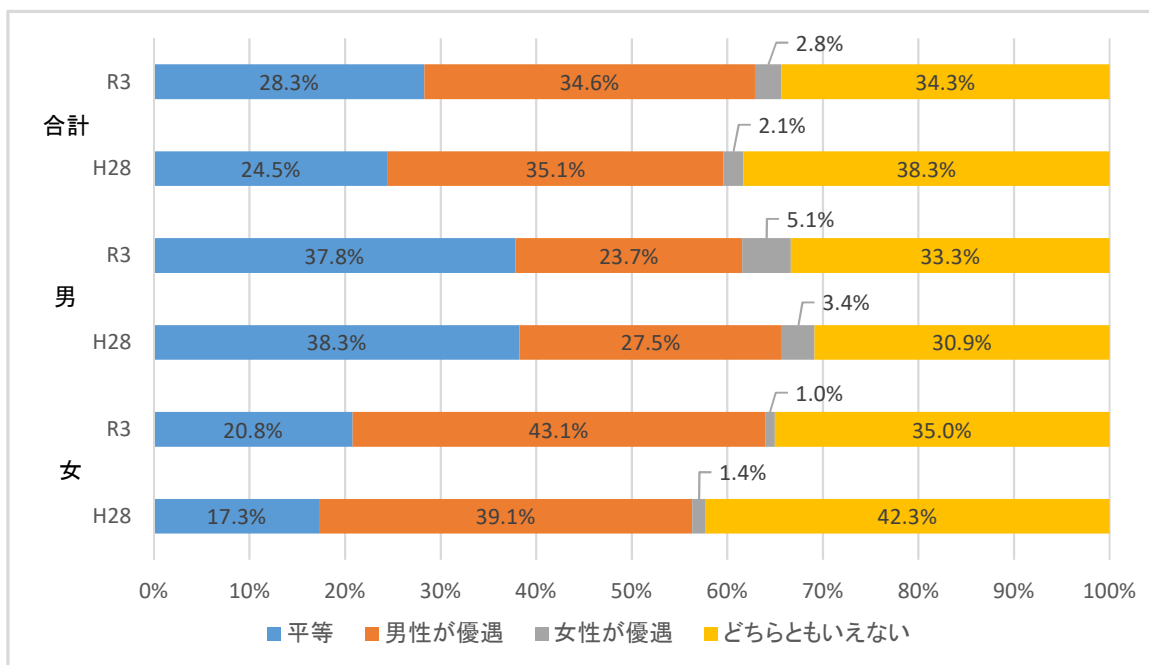
「地域」は家庭とともに、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進の取組は、男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となっています。男女共同参画社会基本法の制定から22年が経ち、様々な領域で女性が活躍する場面が増えるなど、男女共同参画社会の実現のための取組は着実に進められつつあります。

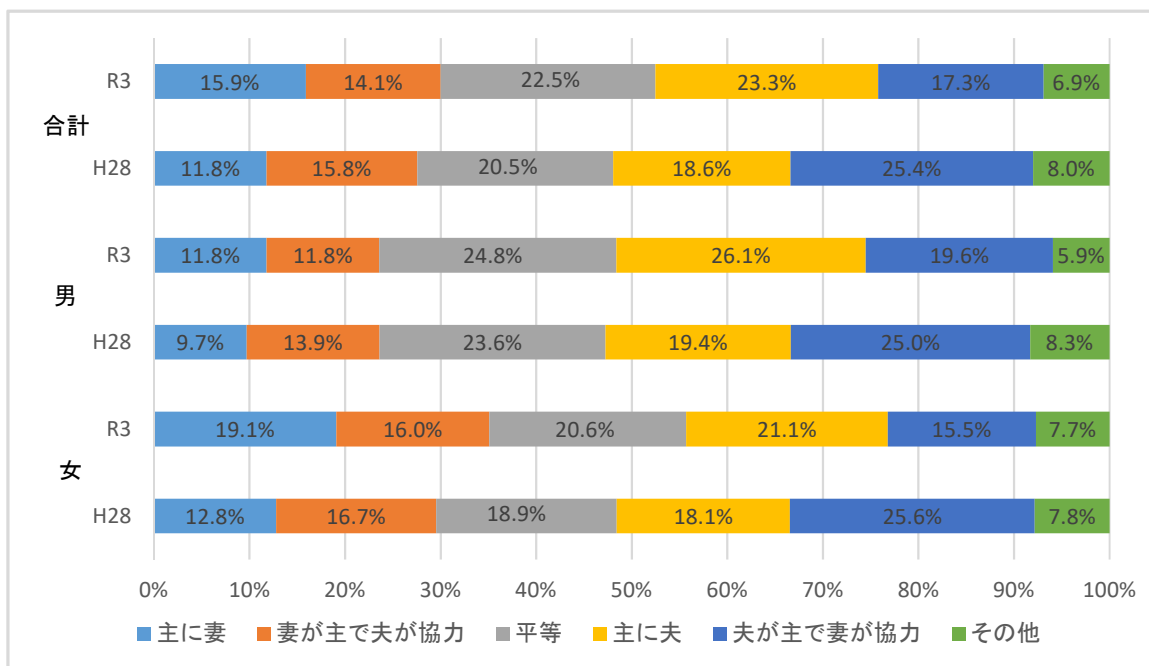
しかし、町民意識調査では、特に男性よりも女性の意見で「平等」に比べ「男性が優遇」と回答している方が多く、男性と女性の意識の差が大きく残っています。（下表参照）今後「地域」において、一人一人が男女共同参画の取組を推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携及び協働しながら積み重ねていくことにより、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することが可能となると思われます。

地域の課題は、その全てが男性だけで解決できるものではありません。女性の視点、意見などを踏まえた取組が必要とされており、女性に優しいまちづくりを進めることは、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながります。このようなことから、「地域活動へは、女性が積極的に参画することが必要である」との認識を持つとともに女性の参画を促す取組が必要です。

○地域社会の中では

町民意識調査P69





(1) 人材の育成及び活用

一人一人が持っている力を伸ばすことができるよう、女性の人材育成と発掘に努めるとともに、まちづくりに貢献できるよう活用に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆リーダーの育成	◇女性人材育成のためのリーダー養成講座を実施する。また、県主催の各種開催講座について広く町民への周知を図る。	人権推進室	継続
◆あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用	◇保健師、栄養士などの有資格者リストを作成し、人事面での有資格者の配置の際に活用する。	庶務人事G	継続
	◇様々な分野の講師を募集し、公民館講座の講師などで活用していく。	生涯学習G	継続
◆農業分野におけるリーダー育成	◇女性農業士など農業における女性リーダーの育成及び活動を支援する。農業塾などで新たな農業者の掘り起こしをするとともに、担い手支援のための制度周知に努める。	地域振興G	継続・重点

(2) 活動の機会提供及び促進

一人でも多くの町民が、まちづくりに参画できるよう多様な活動機会を提供するとともに、継続的な活動への支援に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆各種審議会及び委員会への女性登用の促進	◇女性登用率40%を目指し、引き続き適正な女性登用率の維持及び継続的な促進に努める。	人権推進室 (関係各課)	継続・重点
◆女性団体の育成及び団体間交流への支援	◇町主催の研修会及び学習会並びに県及び近隣市町村主催の講演会などへの積極的な参加を支援し、今後は自主的な運営を指導する。	人権推進室	継続
	◇交通安全母の会、女性消防団、五霞町ネットワーク連絡協議会などの公的活動を行う団体の活動を支援する。	防災G 秘書G	継続
	◇母親クラブの拡大やPRを支援する。今後も広報紙、町公式ホームページ等に掲載し、周知を図る。	社会福祉G	継続
◆各種祭り及びイベント事業への男女の参画促進	◇各種イベントに女性団体の参加を積極的に働き掛け、女性の意見を尊重したイベントを推進する。	広報戦略G	継続
◆生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進	◇生涯学習を通して結成された自主サークル、文化協会加盟団体の中から講座の講師を募集し、講師としての活用を促進する。	生涯学習G	継続・拡充

☆ 施策の方向 II-3 働く場で進める環境づくり

「女性活躍推進法」市町村推進計画

【現状と課題】

男女雇用機会均等法の改正や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称「育児・介護休業法」）改正等の法的整備により、職場における制度上の格差については徐々に改善されてきていますが、町民意識調査によると育児・介護休業法

が改正されても、約2割の方が実際には育児休業や介護休業が取得しづらいと回答しています。

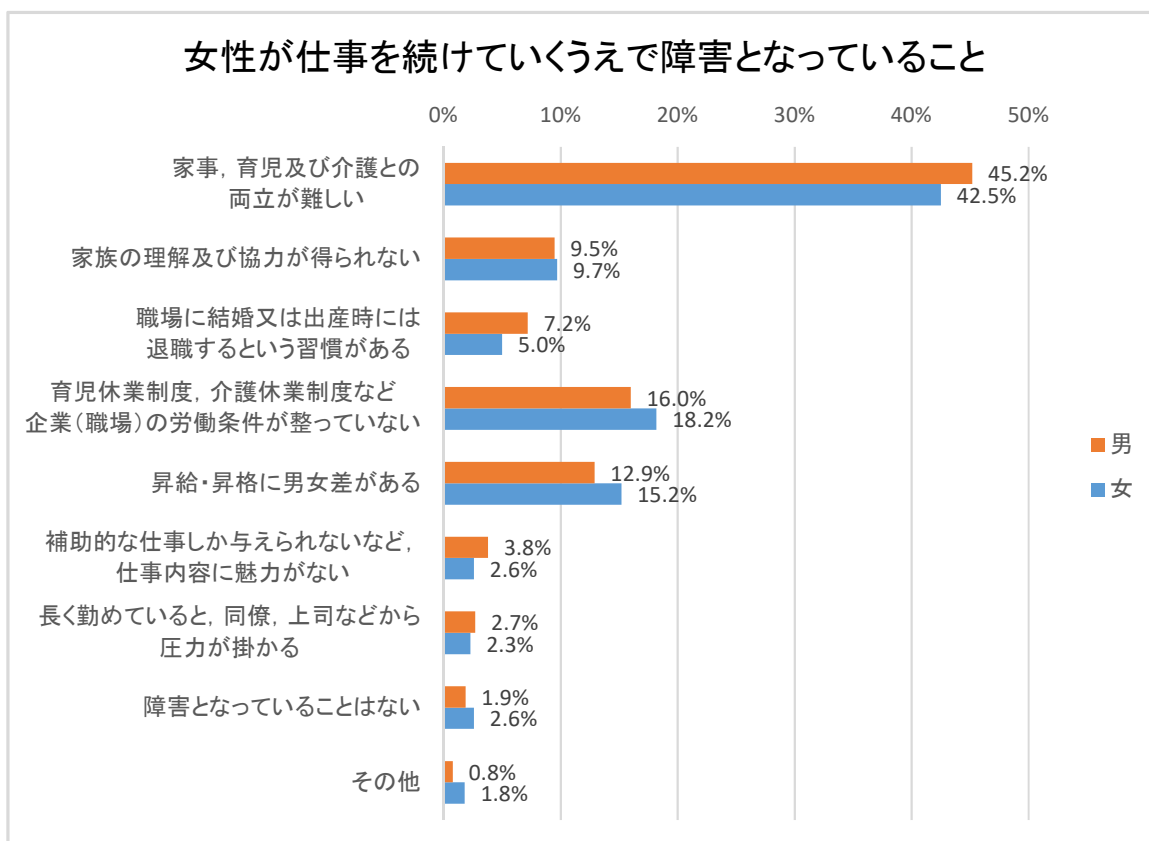
同じく、町民意識調査によると、女性が仕事を続けていく上での障害として、「育児、家事及び介護との両立が困難である」ことが最も多く挙げられています。（P45参照）前回の調査でも、「家事との両立が困難である」との回答が最も多く挙げられていました。「仕事と生活の両立」の実現には、女性が仕事を続けていくことについての企業の理解及び取組の促進が重要です。

そのため、男女が共に仕事を続けていくためには、能力と個性を十分に生かせる職場環境を形成することが必要であり、性別役割分担をでき得る限りなくし、働く意欲を醸成させていかなければなりません。

男女が、個人の価値観、ライフスタイルなどに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応がなされるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業主及び就労者の意識改革などを常に促していく必要があります。

また、平成27年に成立した「女性活躍推進法」は、国、地方公共団体及び民間事業主に対して女性の採用、登用、能力開発などに配慮した事業主行動計画の策定が義務付けられています。職場における意識改革、働き方の改革を推進し、長時間労働を抑制し、仕事と家庭を両立できる環境整備が求められています。

町民意識調査P87



(1) 多様な働き方への支援

パートタイム労働，在宅勤務，自営業における家族従業など，多様な働き方を可能にする環境を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆ワーク・ライフ・バランスの啓発	◇男女共同参画社会の実現に向けての労働環境を整備するため，住民及び事業主へワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行う。	人権推進室	継続
◆家族経営協定※の普及及び締結の促進	◇農業経営及び農家経営が，次世代に継承されるよう家族経営協定の普及及び締結を推進し，充実を図る。青年収納給付金の申請受付時に家族経営協定の締結を促進するなど，支援制度の啓発に努める。	地域振興G	継続
◆特産品加工など女性農業従事者の活動への支援	◇道の駅ごかを利用して野菜，農産物加工品などの直売を行っているので，今後も支援を行う。	地域振興G	継続
◆経営能力向上研修会の実施など商工会女性部活動への支援	◇講習会，講演会などの開催による支援を行う。	地域振興G	継続

※家族経営協定とは，家族農業経営をより良いものにするために，労働時間，労働報酬，休日などについて文書により取決めを行い，それぞれが自覚を持って経営に参加することを目的に締結する協定のことをいいます。

(2) 女性が能力を発揮できる就業の支援

育児，介護などを理由に働くことのできない女性，責任ある地位での活躍及びステップアップを希望する女性などの登用を促進し，男女が共に多様な生き方及び働き方を実現でき，ゆとりある豊かで活力あふれる社会の実現を図ります。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆女性活躍推進法の周知及び啓発	◇町内の事業主に対して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について周知し，事業主行動計画の策定について啓発を行う。	人権推進室	継続

(3) 仕事と家庭及び地域活動との両立への支援

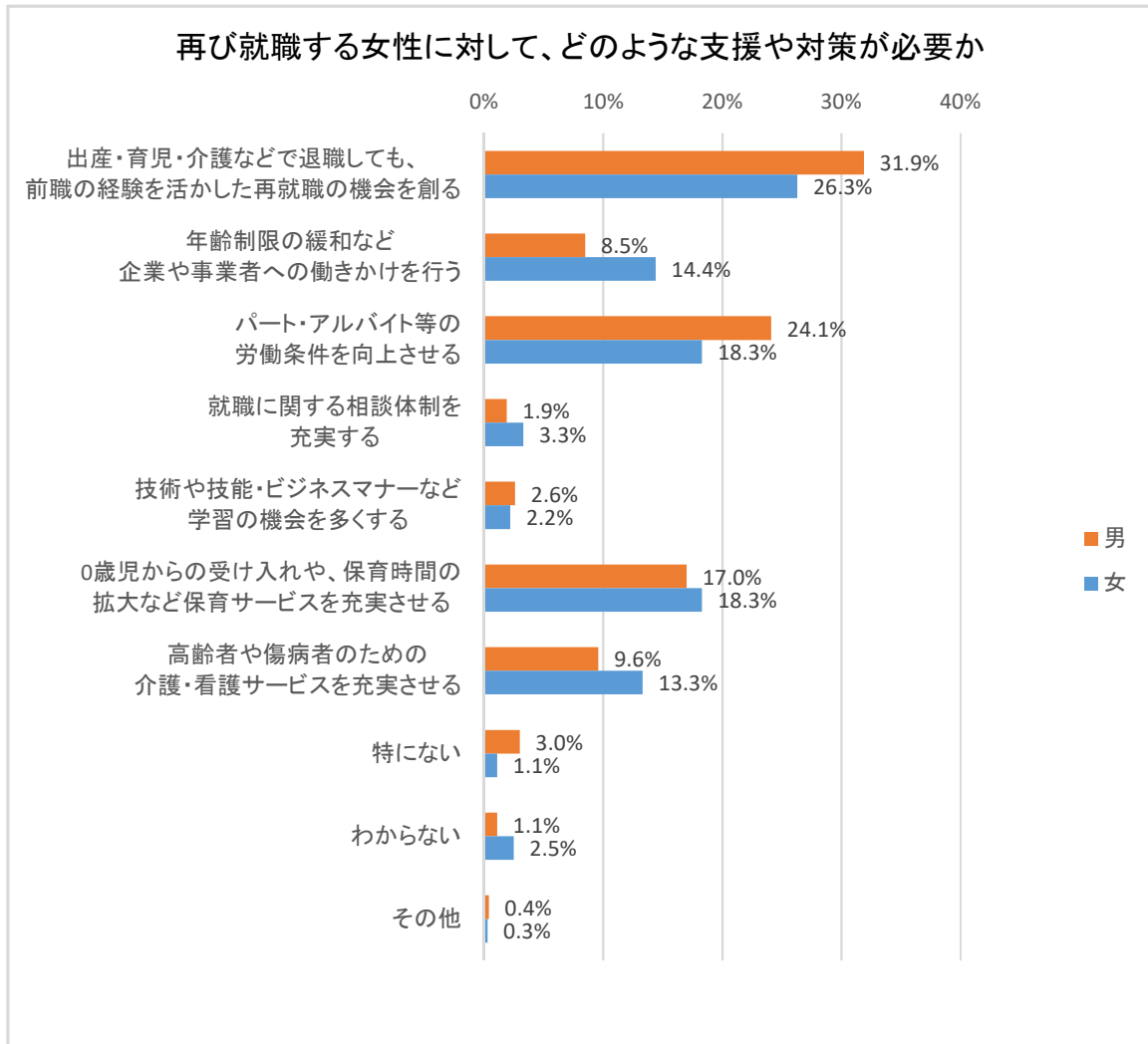
充実した社会生活が送れるよう、仕事と家庭及び地域活動との両立が可能な環境を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆保育内容の充実	◇未就学児保育，延長保育，一時保育，学童保育など多様な保育施策の充実を図る。	社会福祉G	継続

(4) 庁内における男女の職域拡大

庁内においても、男女とも個人の能力を發揮できるよう、性別に捉われない職域の拡大に努めます。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆性別にとらわれない採用，研修，配置，昇進などの人事管理の推進	◇適材適所の人事配置など，職員の能力開発に効果的な人事異動の実施に努め，女性職員の登用拡大を推進する。	庶務人事G	継続



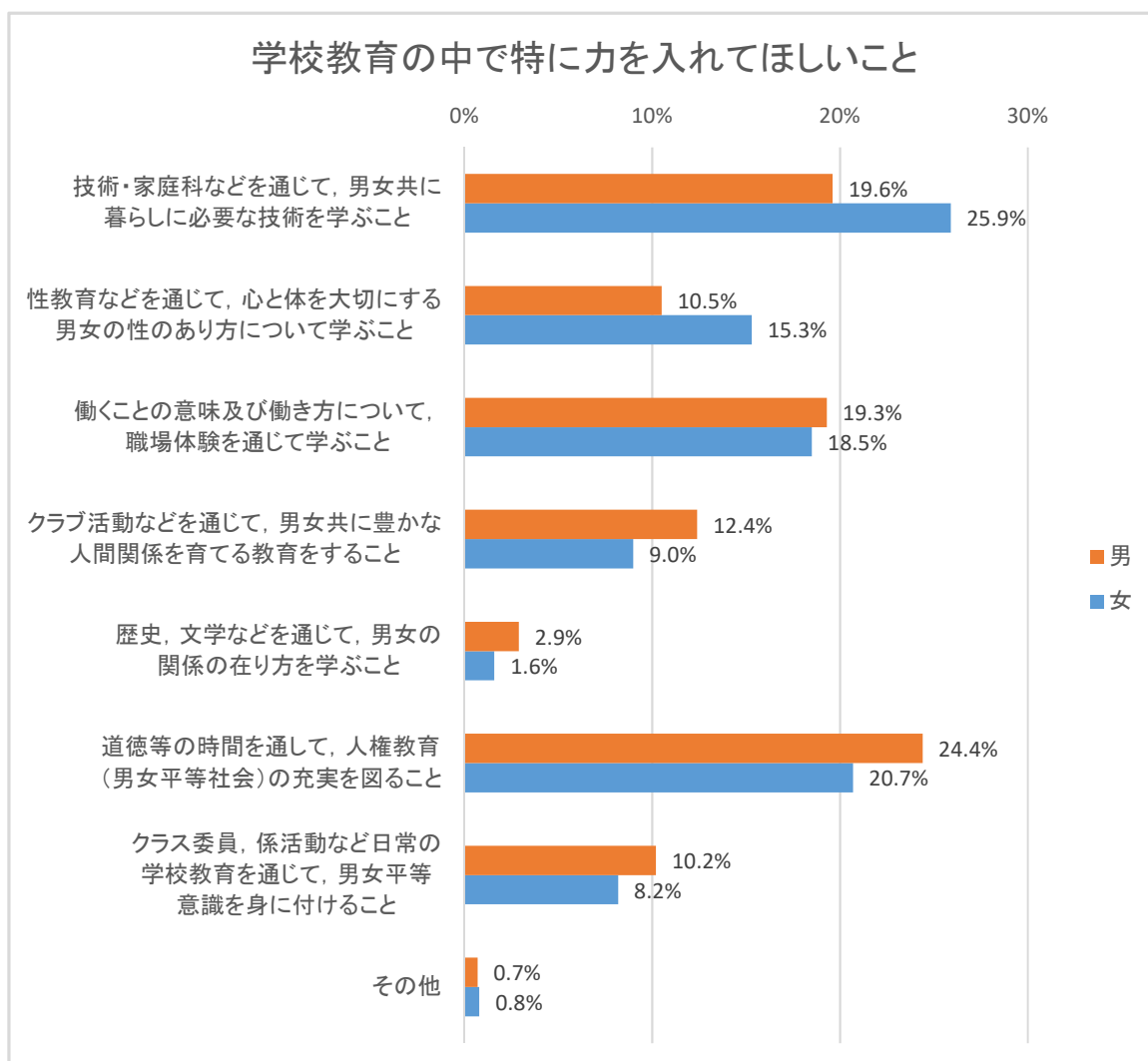
☆ 施策の方向 II-4 教育の場で進める環境づくり

【現状と課題】

人々の意識や価値観は、幼い頃からの家庭、学校及び地域社会の影響を受けて形成されています。人権意識及び男女平等意識を育てるために、幼児・学童期での学校教育及び家庭教育の果たす役割は、非常に重要であると考えます。

町民意識調査では、男女が対等な関係で協力し合って暮らす社会を作るために、学校教育の中で特に力を入れてほしいことを聞いたところ、「技術・家庭科などを通じて、男女ともに暮らしに必要な技術を学ぶこと」が一番挙げられていました。

次に、道徳などの時間を通して、人権教育（男女平等社会）の充実を図ること、働くことの意味及び働き方について職場体験を通して学ぶことなどが上位に挙がっています。



(1) 保育及び教育内容の充実

幼い頃から性別を意識することなく、一人一人の個性を伸ばす環境を作るため、保育及び教育内容を充実します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆性別にとらわれない進路指導の充実	◇児童生徒が性別にとらわれず、個性を活かして主体的に生き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実に努める。	学校教育G	継続
◆あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実	◇学校生活における様々な場面において、常に男女平等の意識作りとお互いに協力し合う心の育	学校教育G	継続

◆生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実	成を念頭に置いて、今後も指導に当たる。 ◇小・中学校において実施している集会活動の中で、児童生徒の人権意識の啓発に努める。	学校教育G	継続
------------------------	--	-------	----

(2) 学校生活の充実

性別に捉われることなく、児童及び生徒自身が、主体的に活動できる環境を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆男女が、お互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動、学校行事などへの支援	◇県のマナーアップ推進事業及びみんなで作る明るい学校づくり推進事業により、男女が協力し合う生徒会活動の充実に努め、あいさつ運動、ボランティア活動などに対して支援をする。	学校教育G	継続

基本目標Ⅲ お互いに支え合うための土台づくり

☆ 施策の方向 Ⅲ－１ 健やかな心と体を保つ土台づくり

【現状と課題】

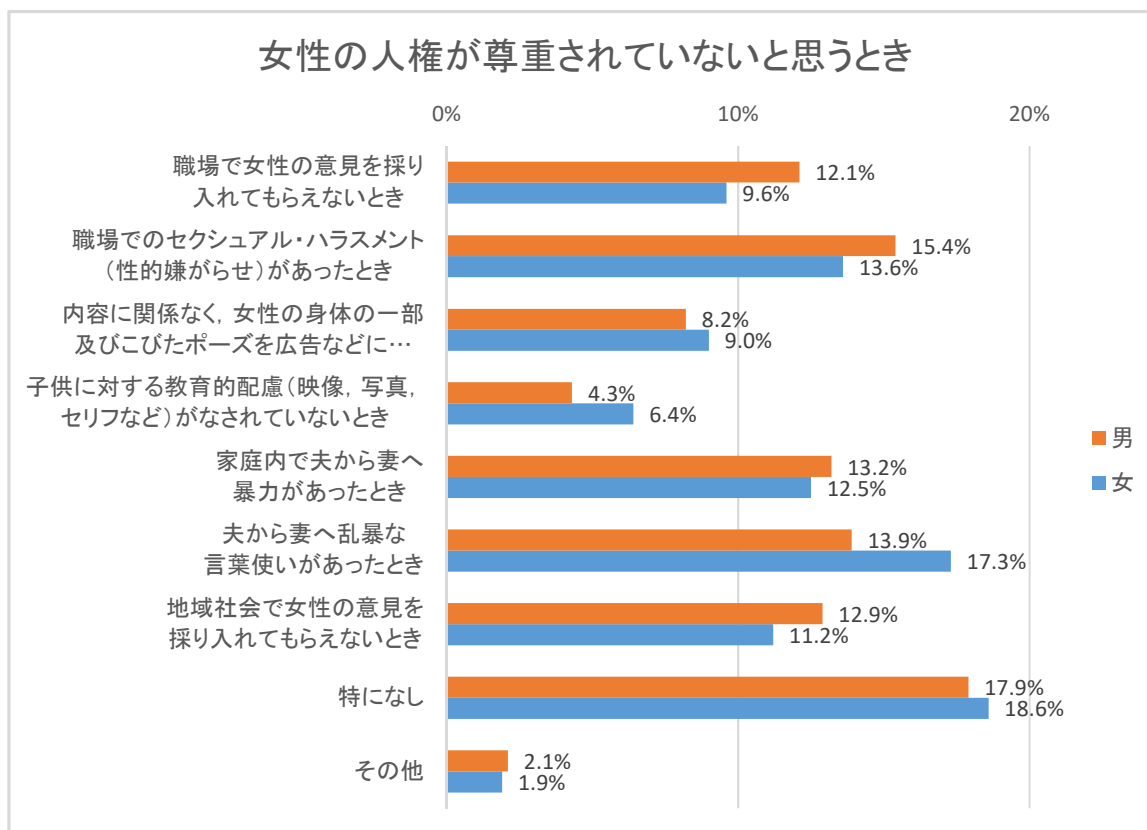
近年、少子高齢化社会が進み、健康づくり、介護予防事業、次世代育成事業などの施策推進が求められています。いつまでも、私たちが元気で生活し続けるためには、心身ともにストレスのない社会が求められており、何より健康維持が重要となっています。

自ら健康を作るという意識を促すとともに、女性及び男性の身体の違いに対する理解を促し、性別や年齢別に合わせた町民の主体的な健康維持・管理への支援を行う必要があります。

また、昨今、配偶者や交際相手からの暴力などの事件も多く報道され、殺人などの事件にまで及ぶ場合もあることから、行政としての支援体制も重要になってきています。被害に遭ったにもかかわらず、どこにも相談しなかった方が3割以上もあり、さらには、行政の相談窓口、弁護士などの専門機関に相談した方は、わずかとなっていました。

心身の健康を維持するために、どんなことでも気軽に相談できる環境づくりや、相談内容に応じた柔軟な対応をとることができる体制づくりが必要です。

町民意識調査P77



(1) 健康づくり及び管理への支援

生涯を通じて健康な生活を送るために自分の健康を自分で管理できるよう、各年代に合わせた心身の健康づくりが行える事業を支援します。

また、疾病の早期発見、早期治療を始め栄養、運動及び休養に関する知識の普及、食生活改善、スポーツの推進など総合的な健康管理対策を支援します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分	
◆各年代に合わせた各種健康診査	◇疾病の早期発見及び治療のために、特定健診やがん検診などを実施する。また、特定保健指導を実施し、メタボリックシンドローム及びその予備軍の減少を図る。	町民G 健康支援室	継続	
	◇町民一人一人が、健康に関心を持ち、健康づくりを実践できるよう様々な機会を通じて啓発する。	健康支援室	継続	
	◆関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	◇健康づくり協力員、食生活改善推進会、シルバーリハビリ体操指導士会など、関係機関と連携をとり健康事業を実施する。	健康支援室 高齢者支援G	継続
		◇各種スポーツ大会及び教室を開催し、健康事業の充実を図る。また、年齢及び性別を問わず、多くの方たちが参加できるよう周知を行う。	生涯学習G	継続
	◇健康ウォーク、グラウンドゴルフ大会など、健康づくり事業の推進を図る。また、年齢及び性別を問わず、多くの方たちが参加できるよう周知を行う。	生涯学習G	継続	

(2) 性及び命が尊重される環境整備

性による異なった身体の違いを認識することにより、お互いを尊重し合える関係が築けるよう、正しい知識を普及するとともに、命の大切さを実感できるよう支援します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施	◇学校人権教育の一環として、各小・中学校において、校内研修を充実させるとともに町人権教育研修会への全職員参加、各種研修会、講演会への参加など、職員の人権意識の高揚に努める。	学校教育G 生涯学習G	継続
◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の促進	◇早期教育の観点から、学校と連携を保ちながら検討する。	健康支援室 学校教育G	継続

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、「女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考えです。

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・国際会議において提唱され、翌年の第4回世界女性会議に引き継がれた概念で、性と生殖に関わるあらゆる事柄についての健康（身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であること。）と権利を指し、健康が保障され、「いつ」「何人」子供を産むか、又は産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠及び出産、子供が健康に生まれ育つことなどが含まれています。

☆ 施策の方向 Ⅲ-2 全ての人が安らかに暮らせる土台づくり

【現状と課題】

私たちは、女性の人権同様、子供、高齢者及び障害者の人権を尊重しなければなりません。あらゆる機会において、男女平等に根ざした教育が、幼い時から家庭、学校及び社会において行われる必要があります。

そして、子供が伸び伸びと育つことができる、また、高齢者や障害者が住み慣れた場所で生活し続けることができる環境を整えていく必要があります。地域での子育て、高齢者、障害者支援に積極的に取り組む社会を目指します。

(1) 子供への支援

子供が伸び伸びと成長することのできる環境を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆子供の人権を尊重するための相談体制の充実	◇B&G海洋センター等で適応指導教室を開設し、相談活動体制の充実を図る。	学校教育G	拡充・重点
◆子供会及びスポーツ少年団との子供の活動の充実	◇地区子供会育成支援に努め、子供祭りを実施するなど、活動の充実を図る。 従来事業に加え、新規として学校朝の声掛け運動に参加する。	生涯学習G	拡充・継続
◆青少年健全育成活動の充実	◇青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会（キャンプ）を実施する。	生涯学習G	継続
	◇青少年相談員による街頭指導活動や青少年町民会議による社会環境整備一斉活動等を実施しながら、青少年の健全育成を図る。 青少年相談員による「学校朝の声かけ運動」等、青少年相談員による町内のぼり旗設置、青少年の主張大会等に参加する。	生涯学習G	継続
◆子供を守る体制の充実	◇子供を守る防犯ボランティアへの協力依頼を行う。今後も、子供を守る110番の家において、登録者への意向確認並びに商工会、工業クラブ及び保護者に対しする新規登録依頼を実施していく。	学校教育G	継続・拡充
◆乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討	◇幼児の医療費支給対象年齢が、平成26年10月から中学3年生まで引き上げられことによる、子育てへの支援を実施する。	町民G	拡充・重点
◆関係機関との連携による小児医	◇休日及び夜間における小児救急	健康支援室	継続

療体制の充実	患者の医療を確保するために、協力病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援する。		
--------	---	--	--

(2) 高齢者への支援

高齢者が元気で自立したまちになるための環境を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆高齢者の生きがい活動への支援	◇健康で元気な高齢者は、自らの経験や能力を基に、活動に参加したい意欲を持っているので適切なボランティア活動等への参加の機会を今後も提供する。	高齢者支援G	継続
◆高齢者の就労活動への支援	◇定年退職後において、地域社会に根ざした就労及び社会参加の場として、シルバー人材センター事業は、重要な場となっていることから、今後も充実を図る。	高齢者支援G	継続
◆高齢者の総合的な相談体制の充実	◇地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し、高齢者の尊厳の保持を基本理念として、地域社会の中で相談体制の充実を図る。	高齢者支援G	継続
◆高齢者が、地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実	◇地域包括支援センターが、介護予防のための支援及び介護予防教室を開催するなど、介護、福祉、健康など様々な面から高齢者を支援する。	高齢者支援G	継続

(3) 障害のある方への支援

障害のある方が自立した生活を送ることができる環境を整備します。

具体的な施策	施策内容等	担当G	実施区分
◆障害のある方の社会参加活動への支援	◇障害のある方が、各種行事に参加することにより、自立と社会	社会福祉G	継続

<p>◆障害のある方の就職活動への支援</p>	<p>復帰意欲の高揚を図れるよう支援する。</p> <p>◇障害のある方の雇用については、相談支援事業所との情報交換を深めるとともに、県が行っている各種就労支援事業の普及啓発と利用促進に努める。</p>	<p>社会福祉G</p>	<p>継続</p>
-------------------------	---	--------------	-----------

第4章

計画の推進

第1節 推進体制の整備

第2節 計画の進行管理

第1節 推進体制の整備

1 町民との協働

女性も男性もそれぞれがお互いの人権を尊重し、行政が主導権を握るのではなく、対等のパートナーとして、町民の自主性を尊重しながら目的を共有します。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、町民一人一人の理解と取組が必要です。そのため、本計画を広く町民に周知しあらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意志決定過程における町民との連携を図ります。

2 近隣市町村との連携

平成24年度から県西地区10市町で「県西ブロック男女共同参画研究会」を立ち上げ連携を図りながら、情報交換・共同作業・研修会を行っています。

男女共同参画社会実現に向けての取組を効率的に推進させるよう、近隣市町村との連携を更に強化・充実させていきます。

3 国や県などとの連携

男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、本町だけでは解決できない問題については、近隣市町村と連携し、積極的に国や県への働きかけを図ります。

4 事業所との連携

男女共同参画社会を実現するために、事業者が男女共同参画に関する理解を深め、仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組める体制の充実が重要です。

事業所と連携を図り、男女が職場と家庭生活の両立ができるよう職場環境づくりへの取組の促進を図ります。

第2節 計画の進行管理

五霞町男女共同参画担当部署において、男女共同参画の推進に関する施策や、その他男女共同参画の推進に関し必要な事項を定め、あらゆる機会に男女共同参画社会の啓発に努めます。さらに、少子高齢化、個人の価値観の変化、ライフスタイルの多様化が進む社会に対応し、住みよい五霞町を目指し、町・町民・事業者との協働で、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに努めます。

◎ 計画期間終了時までの目標

内容	現況値	目標値 (令和8年度)
町民意識調査の結果において、「家庭の中では平等」と答えている人	41.5%	50%
町民意識調査の結果において、「職場の中では平等」と答えている人	30.4%	40%
審議会等への女性登用基準の目標	25.9%	40%
一般行政職における採用者の女性割合の目標(※)	50.0%	40%
管理職に占める女性割合の目標(※)	19.4%	25%

(※)は、五霞町女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の目標数値と同様。

資 料

計画策定の経過

日 付	経 過 等
令和3年12月	町民意識アンケート調査
令和4年 3月	パブリックコメント実施
令和4年 4月	五霞町男女共同参画推進プラン発行

町民意識調査の概要

1. 本調査は、今後町民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、推進計画に反映させていくことを目的としています。

2. 調査の種類

- (1) 調査の対象 町内に住む20歳以上の住民
 1,000人（年代別無作為抽出）
- (2) 調査の実施方法 郵送による送付及び回収
- (3) 調査の期間 令和3年12月3日から12月27日まで

3. 調査項目

項 目	内 容
基本属性	性別・年齢・結婚の状況・配偶者の共働き・家族構成
男女の平等について	家庭・職場・教育・地域社会・しきたりや習慣
家庭生活について (役割の分担)	食事・生活費・日常の家事・買い物・乳幼児の世話・子どものしつけ・教育・介護・地域の活動
家庭と仕事の調和	理想・実際
家庭での共同参画を進めるためには、何が必要か	家庭における男性の参画を一層進めるために、どのようなことが重要か
人権問題について	どのような時に女性の人権が尊重されていないか
DVを受けたことがありますか	実際にDVを受けたか、また、どんな被害に遭われたか
どこかに相談しましたか	DVの被害に遭った時に、誰（どこ）に相談したか
セクシャル・ハラスメントを受けたことがありますか	この5年間に、性的いやがらせを受けたことがあるか、どんな嫌がらせだったのか、また、誰（どこ）に相談したか
子どもの教育について	女性（男性）らしさをどの程度意識しているのか、また、学校教育の中で、特に力を入れてほしいと思うもの
就労について	女性が仕事を続けていくうえでの障害になっていること
再就職について	再び就職しようとしている女性に対して、どのような支援・対策が必要か

4 回収結果

(1) 配布数 1,000人

(2) 回収数 367人

(3) 回収率 36.7%

5 基本属性

【男女比】

区 分	配布数(人)	回収数(人)	比率(%)
男 性	500	159	31.8
女 性	500	207	41.4
無回答		1	0.1
全 体	1,000	367	36.7

【年齢比】

区 分	配布数(人)	回収数(人)	比率(%)
20~29歳	166	32	8.7
30~39歳	167	44	12.0
40~49歳	167	46	12.5
50~59歳	167	67	18.3
60~69歳	167	78	21.3
70~79歳	166	100	27.2
全 体	1,000	367	100.0

男女共同参画社会に関する
町民意識調査報告書

令和4年1月

五霞町 総務課人権推進室

1 調査の目的

本調査は、今後町民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、基本計画に反映させていくことを目的に実施いたしました。

2 調査の種類

本調査は、以下の種類からなる。

- (1) 調査の対象 町内に住む20歳以上の住民1,000人（年代別無作為抽出）
- (2) 調査の実施方法 郵送による送付及び回収
- (3) 調査の期間 令和3年12月3日から令和3年12月27日まで

3 調査対象者

調査の対象者は以下のとおりです。

(1) 男女比

	配布数（人）	比率（％）
男 性	500	50.0
女 性	500	50.0
全 体	1,000	100.0

(2) 年代別

（R3. 10. 1現在）

	配布数（人）	人口比率（％）
20～29歳	166	715人（8.62％）
30～39歳	167	753人（9.08％）
40～49歳	167	1,056人（12.74％）
50～59歳	167	1,193人（14.39％）
60～69歳	167	1,431人（17.26％）
70歳代	166	1,331人（16.06％）
全 体	1,000	8,290人

4 回収の結果

- (1) 配布数 1,000人
- (2) 回収数 367人
- (3) 回収率 36.7％

男女比

	配布数（人）	回収数（人）	比率（％）
男 性	500	159	31.8
女 性	500	207	41.4
無回答		1	0.1
全 体	1,000	367	36.7

年齢比

	配布数（人）	回収数（人）	比率（％） /総数367
20～29歳	166	32	8.7
30～39歳	167	44	12.0
40～49歳	167	46	12.5
50～59歳	167	67	18.3
60～69歳	167	78	21.3
70～79歳	166	100	27.2
全 体	1,000	367	100.0

5 報告書を見る際の注意

- 集計は各属性で行っていますが、本報告書では、「全体」のほか、特徴のある属性のみ、コメントしています。
- 集計結果は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを百分率(%)で表示しています。そのため、選択肢から1つだけ選び回答する設問では、構成比の和が100.0%にならないことがあります。
- 属性別の集計結果については、属性の無回答者を除いて表示しているため、総数と異なる場合があります。
- 本文やグラフ中の選択肢は、調査票の言葉を短縮しているものがあります。
- 自由記述回答については、回答者の実際の記述事項を整理・要約して掲載しています。

◎ あなたご自身のことについて

〈問1〉 あなたの性別をお答えください。

	実数(人)	構成比(%)
1. 男	159	43.3
2. 女	207	56.4
3. 無回答	1	0.3
合 計	367	100.0

〈問2〉 あなたの年齢をお答えください

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数159	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数207	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数366
1. 20歳代	17	4.6	10.7	15	4.1	7.2	32	8.7	8.7
2. 30歳代	17	4.6	10.7	27	7.4	13.0	44	12.0	12.0
3. 40歳代	19	5.2	11.9	27	7.4	13.0	46	12.5	12.6
4. 50歳代	31	8.4	19.5	36	9.8	17.4	67	18.3	18.3
5. 60歳代	33	9.0	20.8	45	12.3	21.7	78	21.3	21.3
6. 70歳代	42	11.4	26.4	57	15.5	27.5	99	27.0	27.0
合 計	159	43.3	100.0	207	56.4	100.0	366	99.7	100.0

〈問3〉 あなたの結婚の状況をお答えください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数158	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数207	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数365
1. 既婚(配偶者あり)	108	29.4	68.4	152	41.4	73.4	260	70.8	71.2
2. 既婚(離別・死別)	11	3.0	7.0	24	6.5	11.6	35	9.5	9.6
3. 未婚	39	10.6	24.7	31	8.4	15.0	70	19.1	19.2
合 計	158	43.1	100.0	207	56.4	100.0	365	99.5	100.0

《問4》 問3で「配偶者あり」とお答えの方にお尋ねします。配偶者の方は、共働きをしていますか。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数112	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数154	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数266
1. 共働き している	57	15.5	50.9	79	21.5	51.3	136	37.1	51.1
2. 共働き していない	55	15.0	49.1	75	20.4	48.7	130	35.4	48.9
合 計	112	30.5	100.0	154	42.0	100.0	266	72.5	100.0

《問5》 あなたのご家庭の家族構成をお答えください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数159	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数206	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数365
1. 三世代 以上同居	19	5.2	11.9	27	7.4	13.1	46	12.5	12.6
2. 二世代 同居	52	14.2	32.7	81	22.1	39.3	133	36.2	36.4
3. 夫婦世 帯	63	17.2	39.6	76	20.7	36.9	139	37.9	38.1
4. 一人世 帯	13	3.5	8.2	14	3.8	6.8	27	7.4	7.4
5. その他	12	3.3	7.5	8	2.2	3.9	20	5.4	5.5
合 計	159	43.3	100.0	206	56.1	100.0	365	99.5	100.0

◎ 男女の平等について

《問6》 次のような分野などで、男女の地位が平等になっていると思いますか。次の項目について、それぞれ1つずつ選んでください

○家庭の中では

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数160	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数206	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数366
1. 平等	80	21.8	50.0	72	19.6	35.0	152	41.4	41.5
2. 男性が 優遇	38	10.4	23.8	76	20.7	36.9	114	31.1	31.1
3. 女性が 優遇	14	3.8	8.8	18	4.9	8.7	32	8.7	8.7
4. どちらと もいえない	28	7.6	17.5	40	10.9	19.4	68	18.5	18.6
合 計	160	43.6	100.0	206	56.1	100.0	366	99.7	100.0

○職場の中では

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数153	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数186	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数339
1. 平等	48	13.1	31.4	55	15.0	29.6	103	28.1	30.4
2. 男性が 優遇	49	13.4	32.0	73	19.9	39.2	122	33.2	36.0
3. 女性が 優遇	16	4.4	10.5	8	2.2	4.3	24	6.5	7.1
4. どちらと もいえない	40	10.9	26.1	50	13.6	26.9	90	24.5	26.5
合 計	153	41.7	100.0	186	50.7	100.0	339	92.4	100.0

○教育の中では

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数151	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数193	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数344
1. 平等	94	25.6	62.3	101	27.5	52.3	195	53.1	56.7
2. 男性が 優遇	11	3.0	7.3	25	6.8	13.0	36	9.8	10.5
3. 女性が 優遇	2	0.5	1.3	4	1.1	2.1	6	1.6	1.7
4. どちらと もいえない	44	12.0	29.1	63	17.2	32.6	107	29.2	31.1
合 計	151	41.1	100.0	193	52.6	100.0	344	93.7	100.0

○地域社会の中では

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数156	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数197	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数353
1. 平等	59	16.1	37.8	41	11.2	20.8	100	27.2	28.3
2. 男性が 優遇	37	10.1	23.7	85	23.2	43.1	122	33.2	34.6
3. 女性が 優遇	8	2.2	5.1	2	0.5	1.0	10	2.7	2.8
4. どちらと もいえない	52	14.2	33.3	69	18.8	35.0	121	33.0	34.3
合 計	156	42.5	100.0	197	53.7	100.0	353	96.2	100.0

○しきたりや習慣では

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数158	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数198	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数356
1. 平等	37	10.1	23.4	21	5.7	10.6	58	15.8	16.3
2. 男性が 優遇	63	17.2	39.9	116	31.6	58.6	179	48.8	50.3
3. 女性が 優遇	5	1.4	3.2	2	0.5	1.0	7	1.9	2.0
4. どちらと もいえない	53	14.4	33.5	59	16.1	29.8	112	30.5	31.5
合 計	158	43.1	100.0	198	54.0	100.0	356	97.0	100.0

◎ 家庭生活について

《問7》 あなたの家庭では、夫婦でどのように家庭内の役割を分担していますか。次の項目についてそれぞれ1つずつ選んでください。該当する人がいない方は、「もし、いたとしたら」と仮定してお答えください。

○食事を作る

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数155	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数199	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数354
1. 主に妻	95	25.9	61.3	146	39.8	73.4	241	65.7	68.1
2. 妻が主 で夫が協 力	39	10.6	25.2	28	7.6	14.1	67	18.3	18.9
3. 平等	12	3.3	7.7	17	4.6	8.5	29	7.9	8.2
4. 主に夫	2	0.5	1.3	0	0.0	0.0	2	0.5	0.6
5. 夫が主 で妻が協 力	2	0.5	1.3	1	0.3	0.5	3	0.8	0.8
6. その他	5	1.4	3.2	7	1.9	3.5	12	3.3	3.4
合 計	155	42.2	100.0	199	54.2	100.0	354	96.5	100.0

○生活費を得る

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数155	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数199	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数354
1. 主に妻	5	1.4	3.2	11	3.0	5.5	16	4.4	4.5
2. 妻が主 で夫が協 力	5	1.4	3.2	5	1.4	2.5	10	2.7	2.8
3. 平等	28	7.6	18.1	35	9.5	17.6	63	17.2	17.8
4. 主に夫	60	16.3	38.7	75	20.4	37.7	135	36.8	38.1
5. 夫が主 で妻が協 力	52	14.2	33.5	65	17.7	32.7	117	31.9	33.1
6. その他	5	1.4	3.2	8	2.2	4.0	13	3.5	3.7
合 計	155	42.4	100.0	199	54.2	100.0	354	96.5	100.0

○日常の家事（洗濯・掃除）

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数156	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数199	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数355
1. 主に妻	70	19.1	44.9	130	35.4	65.3	200	54.5	56.3
2. 妻が主 で夫が協 力	52	14.2	33.3	42	11.4	21.1	94	25.6	26.5
3. 平等	24	6.5	15.4	21	5.7	10.6	45	12.3	12.7
4. 主に夫	3	0.8	1.9	2	0.5	1.0	5	1.4	1.4
5. 夫が主 で妻が協 力	2	0.5	1.3	1	0.3	0.5	3	0.8	0.8
6. その他	5	1.4	3.2	3	0.8	1.5	8	2.2	2.3
合 計	156	42.5	100.0	199	54.2	100.0	355	96.7	100.0

○日常の買い物

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数156	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数199	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数355
1. 主に妻	47	12.8	30.1	107	29.2	53.8	154	42.0	43.4
2. 妻が主 で夫が協 力	60	16.3	38.5	60	16.3	30.2	120	32.7	33.8
3. 平等	28	7.6	17.9	23	6.3	11.6	51	13.9	14.4
4. 主に夫	9	2.5	5.8	2	0.5	1.0	11	3.0	3.1
5. 夫が主 で妻が協 力	6	1.6	3.8	4	1.1	2.0	10	2.7	2.8
6. その他	6	1.6	3.8	3	0.8	1.5	9	2.5	2.5
合 計	156	42.5	100.0	199	54.2	100.0	355	96.7	100.0

○乳幼児の世話

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数142	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数184	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数326
1. 主に妻	31	8.4	21.8	77	21.0	41.8	108	29.4	33.1
2. 妻が主 で夫が協 力	64	17.4	45.1	64	17.4	34.8	128	34.9	39.3
3. 平等	25	6.8	17.6	19	5.2	10.3	44	12.0	13.5
4. 主に夫	1	0.3	0.7	1	0.3	0.5	2	0.5	0.6
5. 夫が主 で妻が協 力	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
6. その他	21	5.7	14.8	23	6.3	12.5	44	12.0	13.5
合 計	142	38.7	100.0	184	50.1	100.0	326	88.8	100.0

○子どものしつけ・教育

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数144	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数184	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数328
1. 主に妻	19	5.2	13.2	56	15.3	30.4	75	20.4	22.9
2. 妻が主 で夫が協 力	45	12.3	31.3	63	17.2	34.2	108	29.4	32.9
3. 平等	59	16.1	41.0	46	12.5	25.0	105	28.6	32.0
4. 主に夫	1	0.3	0.7	1	0.3	0.5	2	0.5	0.6
5. 夫が主 で妻が協 力	5	1.4	3.5	2	0.5	1.1	7	1.9	2.1
6. その他	15	4.1	10.4	16	4.4	8.7	31	8.4	9.5
合 計	144	39.2	100.0	184	50.1	100.0	328	89.4	100.0

○傷病人や高齢者などの介護

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数150	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数189	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数339
1. 主に妻	24	6.5	16.0	67	18.3	35.4	91	24.8	26.8
2. 妻が主 で夫が協 力	42	11.4	28.0	59	16.1	31.2	101	27.5	29.8
3. 平等	50	13.6	33.3	30	8.2	15.9	80	21.8	23.6
4. 主に夫	7	1.9	4.7	2	0.5	1.1	9	2.5	2.7
5. 夫が主 で妻が協 力	7	1.9	4.7	5	1.4	2.6	12	3.3	3.5
6. その他	20	5.4	13.3	26	7.1	13.8	46	12.5	13.6
合 計	150	40.9	100.0	189	51.5	100.0	339	92.4	100.0

○地域社会への参加

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数153	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数194	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数347
1. 主に妻	18	4.9	11.8	37	10.1	19.1	55	15.0	15.9
2. 妻が主で 夫が協力	18	4.9	11.8	31	8.4	16.0	49	13.4	14.1
3. 平等	38	10.4	24.8	40	10.9	20.6	78	21.3	22.5
4. 主に夫	40	10.9	26.1	41	11.2	21.1	81	22.1	23.3
5. 夫が主で 妻が協力	30	8.2	19.6	30	8.2	15.5	60	16.3	17.3
6. その他	9	2.5	5.9	15	4.1	7.7	24	6.5	6.9
合 計	153	41.7	100.0	194	52.9	100.0	347	94.6	100.0

《問8》 家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）について【理想】は、どのように考えますか。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数154	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数201	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数355
1. 「仕事」に専念したい	13	3.5	8.4	10	2.7	5.0	23	6.3	6.5
2. 「家庭生活」又は「地域・ 個人の生活」にも携わりつ つ「仕事」に専念したい	45	12.3	29.2	48	13.1	23.9	93	25.3	26.2
3. 「家庭生活」又は「地域・ 個人の生活」を両立したい	25	6.8	16.2	37	10.1	18.4	62	16.9	17.5
4. 「仕事」にも携わりつつ 「家庭生活」又は「地域・ 個人の生活」を優先したい	44	12.0	28.6	57	15.5	28.4	101	27.5	28.5
5. 「家庭生活」又は「地域・ 個人の生活」に専念したい	11	3.0	7.1	21	5.7	10.4	32	8.7	9.0
6. よくわからない	16	4.4	10.4	28	7.6	13.9	44	12.0	12.4
合 計	154	42.0	100.0	201	54.8	100.0	355	96.7	100.0

《問9》 家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）について【実際】は、どのようにしていますか。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数156	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数203	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数359
1. 「仕事」に専念している	34	9.3	21.8	23	6.3	11.3	57	15.5	15.9
2. 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ「仕事」を優先している	46	12.5	29.5	43	11.7	21.2	89	24.3	24.8
3. 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立している	15	4.1	9.6	38	10.4	18.7	53	14.4	14.8
4. 「仕事」にも携わりつつ「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している	24	6.5	15.4	38	10.4	18.7	62	16.9	17.3
5. 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している	17	4.6	10.9	36	9.8	17.7	53	14.4	14.8
6. よくわからない	20	5.4	12.8	25	6.8	12.3	45	12.3	12.5
合 計	156	42.5	100.0	203	55.3	100.0	359	97.8	100.0

《問10》 家庭での家事・育児・介護などは、主に女性が担うことが多くなっています
 が、男性も共に家事・育児・介護を行い、家庭での共同参画を進めることが求め
 られています。家庭における男性の参画をもっと進めるために、どのようなこと
 が重要だと思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数261	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数349	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数610
1. 男性が取りやすいよ うな育児休業、介護休業 制度を徹底する	76	20.7	29.1	94	25.6	26.9	170	46.3	27.9
2. 男性が気軽に参加で きるような家事・育児・ 介護講座を開催する	24	6.5	9.2	29	7.9	8.3	53	14.4	8.7
3. 男性の理解と協力を 得るための啓発活動を 行う	23	6.3	8.8	39	10.6	11.2	62	16.9	10.2
4. 労働時間の短縮やフ レックス勤務の導入な どを、企業に働きかける	54	14.7	20.7	64	17.4	18.3	118	32.2	19.3
5. 女性が男性に対して、 家庭での共同参画を働 きかける	26	7.1	10.0	34	9.3	9.7	60	16.3	9.8
6. 男性が家事や育児・介 護などすることに対し て、周囲の理解を深める	45	12.3	17.2	81	22.1	23.2	126	34.3	20.7
7. 家庭内のことは女性 が中心となって行うべ きで、男性の参画は必要 ない	7	1.9	2.7	2	0.5	0.6	9	2.5	1.5
8. その他	6	1.6	2.3	6	1.6	1.7	12	3.3	2.0
合 計	261		100.0	349		100.0	610		100.0

◎ 人権問題について

〈問 1 1〉 あなたは、どのようなときに女性の人権が尊重されていないと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数280	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数376	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数656
1. 職場では、女性の意見を取り入れてもらえない	34	9.3	12.1	36	9.8	9.6	70	19.1	10.7
2. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	43	11.7	15.4	51	13.9	13.6	94	25.6	14.3
3. 内容に関係なく女性の身体の一部や媚びたポーズを使用した広告など	23	6.3	8.2	34	9.3	9.0	57	15.5	8.7
4. 子どもに対する教育的配慮（映像や写真、せりふなど）がなされていない	12	3.3	4.3	24	6.5	6.4	36	9.8	5.5
5. 家庭内での夫から妻への暴力	37	10.1	13.2	47	12.8	12.5	84	22.9	12.8
6. 夫から妻への乱暴な言葉使い	39	10.6	13.9	65	17.7	17.3	104	28.3	15.9
7. 地域社会では、女性の意見を取り入れてもらえない	36	9.8	12.9	42	11.4	11.2	78	21.3	11.9
8. 特にない	50	13.6	17.9	70	19.1	18.6	120	32.7	18.3
9. その他	6	1.6	2.1	7	1.9	1.9	13	3.5	2.0
合 計	280		100.0	376		100.0	656		100.0

《問12》 配偶者や恋人からの暴力【DV】ドメスティック・バイオレンスが社会的に問題になっていますが、この5年間で、あなたは次の項目にあるようなことを受けたことがありますか。それぞれ1つずつ選んでください。

○何を言っても無視された

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数64	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数194	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数258
1. 何回も あった	1	0.3	1.6	6	1.6	3.1	7	1.9	2.7
2. 1～2 回あった	6	1.6	9.4	24	6.5	12.4	30	8.2	11.6
3. なかっ た	57	15.5	89.1	164	44.7	84.5	221	60.2	85.7
合 計	64	17.4	100.0	194	52.9	100.0	258	70.3	100.0

○交友関係や電話等を細かく監視された

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数65	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数192	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数257
1. 何回も あった	1	0.3	1.5	4	1.1	2.1	5	1.4	1.9
2. 1～2 回あった	3	0.8	4.6	18	4.9	9.4	21	5.7	8.2
3. なかっ た	61	16.6	93.8	170	46.3	88.5	231	62.9	89.9
合 計	65	17.7	100.0	192	52.3	100.0	257	70.0	100.0

○物を投げるまねや、叩くまねで脅かされた

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数65	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数192	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数257
1. 何回も あった	1	0.3	1.5	5	1.4	2.6	6	1.6	2.3
2. 1～2 回あった	4	0.8	6.2	8	2.2	4.2	12	3.3	4.7
3. なかつ た	60	16.6	92.3	179	48.8	93.2	239	65.1	93.0
合 計	65	17.7	100.0	192	52.3	100.0	257	70.0	100.0

○実際に物を投げられたり、叩かれたりした

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数65	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数191	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数256
1. 何回も あった	2	0.5	3.1	4	1.1	2.1	6	1.6	2.3
2. 1～2 回あった	5	1.4	7.7	12	3.3	6.3	17	4.6	6.6
3. なかつ た	58	15.8	89.2	175	47.7	91.6	233	63.5	91.0
合 計	65	17.7	100.0	191	52.0	100.0	256	69.8	100.0

○生活費をくれない

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数65	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数192	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数257
1. 何回も あった	1	0.3	1.5	5	1.4	2.6	6	1.6	2.3
2. 1～2 回あった	0	0.0	0.0	5	1.4	2.6	5	1.4	1.9
3. なかつ た	64	17.4	98.5	182	49.6	94.8	246	67.0	95.7
合 計	65	17.7	100.0	192	52.3	100.0	257	70.0	100.0

○避妊に協力しない

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数63	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数188	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数251
1. 何回も あった	0	0.0	0.0	5	1.4	2.7	5	1.4	2.0
2. 1～2 回あった	0	0.0	0.0	2	0.5	1.1	2	0.5	0.8
3. なかつ た	63	17.2	100.0	181	49.3	96.3	244	66.5	97.2
合 計	63	17.2	100.0	188	51.2	100.0	251	68.4	100.0

《問13》 問12で「何回もあった」・「1～2回あった」とお答えの方にお尋ねします。あなたが、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害にあったとき、誰（どこ）に相談しましたか。次の中から、あてはまるものをすべて選んでください。

	男(人)	女(人)	全体(人)
1. 親族（親・きょうだいなど）	5	14	19
2. 友人・知人	3	11	14
3. 行政の相談機関	1	1	2
4. 民間の相談機関	2	1	3
5. 警察	1	1	2
6. 弁護士	1	0	1
7. 相談しなかった	4	21	25
8. その他	0	5	5
合 計	17	54	71

《問14》 あなたは、この5年間で、性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けたことがありますか。次の項目について、それぞれ1つずつ選んでください。

○嫌がっているのに性に関する話をされた

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数100	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数190	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数290
1. 経験がある	4	1.1	4.0	7	1.9	3.7	11	3.0	3.8
2. 見たり聞いたりしたことがある	10	2.7	10.0	18	4.9	9.5	28	7.6	9.7
3. なかった	86	23.4	86.0	165	45.0	86.8	251	68.4	86.6
合 計	100	27.2	100.0	190	51.8	100.0	290	79.0	100.0

○わけもなく身体を触られた

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数99	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数188	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数287
1. 経験がある	3	0.8	3.0	12	3.3	6.4	15	4.1	5.2
2. 見たり聞いたりしたことがある	2	0.5	2.0	11	3.0	5.9	13	3.5	4.5
3. なかった	94	25.6	94.9	165	45.0	87.8	259	70.6	90.2
合 計	99	27.0	100.0	188	51.2	100.0	287	78.2	100.0

○宴会等の席でお酌やデュエットを強要された

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数99	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数188	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数287
1. 経験がある	1	0.3	1.0	13	3.5	6.9	14	3.8	4.9
2. 見たり聞いたりしたことがある	6	1.6	6.1	15	4.1	8.0	21	5.7	7.3
3. なかった	92	25.1	92.9	160	43.6	85.1	252	68.7	87.8
合 計	99	27.0	100.0	188	51.2	100.0	287	78.2	100.0

○上司が立場を利用して誘いをかけてきた

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数99	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数188	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数287
1. 経験がある	2	0.5	2.0	5	1.4	2.7	7	1.9	2.4
2. 見たり聞いたりしたことがある	9	2.5	9.1	9	2.5	4.8	18	4.9	6.3
3. なかった	88	24.0	88.9	174	47.4	92.6	262	71.4	91.3
合 計	99	27.0	100.0	188	51.2	100.0	287	78.2	100.0

○結婚予定や出産予定を聞かれた

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数98	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数189	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数287
1. 経験がある	6	1.6	6.1	16	4.4	8.5	22	6.0	7.7
2. 見たり聞いたりしたことがある	11	3.0	11.2	17	4.6	9.0	28	7.6	9.8
3. なかった	81	22.1	82.7	156	42.5	82.5	237	64.6	82.6
合 計	90	26.7	100.0	189	51.5	100.0	287	78.2	100.0

○容姿について不快なことを言われた

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数98	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数188	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数286
1. 経験がある	5	1.4	5.1	21	5.7	11.2	26	7.1	9.1
2. 見たり聞いたりしたことがある	19	5.2	19.4	25	6.8	13.3	44	12.0	15.4
3. なかった	74	20.2	75.5	142	38.7	75.5	216	58.9	75.5
合 計	98	26.7	100.0	188	51.2	100.0	286	77.9	100.0

《問15》 問14で「経験がある」とお答えの方にお尋ねします。セクシュアル・ハラスメントの被害にあったとき、誰（どこ）に相談しましたか。次の中から、あてはまるものをすべて選んでください。

	男(人)	女(人)	全体(人)
1. 親族（親・きょうだいなど）	6	11	17
2. 友人・知人	3	17	20
3. 職場の上司・同僚	2	8	10
4. 行政の相談機関	0	1	1
5. 民間の相談機関	0	0	0
6. 相談しなかった	8	10	18
7. その他	0	3	3
合 計	19	50	69

◎ 子どもの教育について

《問16》私たちは、幼い頃からの生活環境の中で、社会的性差（ジェンダー）の影響を受けて生活様式や行動を身につけてしまう場合があります。あなたは子どもを教育する場合、「女らしさ、男らしさ」を、どの程度意識しますか。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数155	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数191	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数346
1. 意識する	29	7.9	18.7	20	5.4	10.5	49	13.4	14.2
2. 多少意識する	82	22.3	52.9	98	26.7	51.3	180	49.0	52.0
3. あまり意識しない	26	7.1	16.8	34	9.3	17.8	60	16.3	17.3
4. 全く意識しない	8	2.2	5.2	21	5.7	11.0	29	7.9	8.4
5. わからない	10	2.7	6.5	18	4.9	9.4	28	7.6	8.1
合 計	155	42.2	100.0	191	52.0	100.0	346	94.3	100.0

《問17》 男女が、対等な関係で協力しあって暮らす社会を作るために、学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うものは何ですか。次の中から2つ以内で選んでください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数275	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数367	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数642
1. 技術・家庭科などを通じて、男女ともに暮らしに必要な技術を学ぶこと	54	14.7	19.6	95	25.9	25.9	149	40.6	23.2
2. 性教育などを通じて、心と身体を大切に する男女の性のあり方 について学ぶこと	29	7.9	10.5	56	15.3	15.3	85	23.2	13.2
3. 働くことの意味や働 き方について、職場体 験を通して学ぶこと	53	14.4	19.3	68	18.5	18.5	121	33.0	18.8
4. クラブ活動などを通 じて、男女ともに豊か な人間関係を育てる教 育をすること	34	9.3	12.4	33	9.0	9.0	67	18.3	10.4
5. 歴史や文学などを通 じて、男女の関係のあ り方を学ぶこと	8	2.2	2.9	6	1.6	1.6	14	3.8	2.2
6. 道徳等の時間を通し て、人権教育（男女平 等社会）の充実を図る こと	67	18.3	24.4	76	20.7	20.7	143	39.0	22.3
7. クラス委員や係活動 など日常の学校生活を 通じて、男女平等意識 を身につけること	28	7.6	10.2	30	8.2	8.2	58	15.8	9.0
8. その他	2	0.5	0.7	3	0.8	0.8	5	1.4	0.8
合 計	275		100.0	367		100.0	642		100.0

◎ 就労について

《問18》 女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思いませんか。

次の中から2つ以内で選んでください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数263	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数341	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数604
1. 家事や育児、介護との両立がむずかしいこと	119	32.4	45.2	145	39.5	42.5	264	71.9	43.7
2. 家族の理解や協力が得られないこと	25	6.8	9.5	33	9.0	9.7	58	15.8	9.6
3. 職場に、結婚・出産時は退職するという習慣があること	19	5.2	7.2	17	4.6	5.0	36	9.8	6.0
4. 育児休業制度・介護休業制度など企業（職場）の労働条件が整っていないこと	42	11.4	16.0	62	16.9	18.2	104	28.3	17.2
5. 昇給・昇格に男女差があること	34	9.3	12.9	52	14.2	15.2	86	23.4	14.2
6. 補助的な仕事しか与えられないなど、仕事内容に魅力がないこと	10	2.7	3.8	9	2.5	2.6	19	5.2	3.1
7. 長く勤めていると、同僚や上司から圧力がかかること	7	1.9	2.7	8	2.2	2.3	15	4.1	2.5
8. 障害となっていることはない	5	1.4	1.9	9	2.5	2.6	14	3.8	2.3
9. そ の 他	2	0.5	0.8	6	1.6	1.8	8	2.2	1.3
合 計	263		100.0	341		100.0	604		100.0

《問19》 あなたが勤務している職場で、次のようなことがありますか。次の中から、あてはまるものをすべて選んでください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数226	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数254	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数480
1. 男性に比べて、女性の昇進・昇格が遅い(望めない)	37	10.1	16.4	40	10.9	15.7	77	21.0	16.0
2. 男性に比べて、女性の採用が少ない	40	10.9	17.7	13	3.5	5.1	53	14.4	11.0
3. 女性は同期や同年齢の男性より賃金が安い	28	7.6	12.4	40	10.9	15.7	68	18.5	14.2
4. 女性は研修・出張の機会が少ない	21	5.7	9.3	16	4.4	6.3	37	10.1	7.7
5. 女性には、補助的な仕事しかやらせない	13	3.5	5.8	12	3.3	4.7	25	6.8	5.2
6. 女性にだけ、コピー・お茶いれ・掃除などが期待される	20	5.4	8.8	28	7.6	11.0	48	13.1	10.0
7. 性的嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)や、上司等による嫌がらせ(パワーハラスメント)がある	4	1.1	1.8	5	1.4	2.0	9	2.5	1.9
8. 特に男女の差はない	54	14.7	23.9	87	23.4	34.3	141	38.4	29.4
9. その他	9	2.5	4.0	13	3.5	5.1	22	6.0	4.6
合 計	226		100.0	254		100.0	480		100.0

《問20》 これから再び就職しようとしている女性に対して、どのような支援や対策が必要だと思いますか。次の中から2つ以内で選んでください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数270	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数361	実数 (人)	構成比 ①(% /総数367	構成比 ②(% /実数631
1. 出産・育児・介護などで退職しても、前職の経験を生かした再就職の機会を創る	86	23.4	31.9	95	25.9	26.3	181	49.3	28.7
2. 年齢制限の緩和など企業や事業所への働きかけを行う	23	6.3	8.5	52	14.2	14.4	75	20.4	11.9
3. パート・アルバイト等の労働条件を向上させる	65	17.7	24.1	66	18.0	18.3	131	35.7	20.8
4. 就職に関する相談体制を充実する	5	1.4	1.9	12	3.3	3.3	17	4.6	2.7
5. 技術や技能・ビジネスマナーなど学習の機会を多くする	7	1.9	2.6	8	2.2	2.2	15	4.1	2.4
6. 0歳児からの受け入れや、保育時間の拡大など保育サービスを充実させる	46	12.5	17.0	66	18.0	18.3	112	30.5	17.7
7. 高齢者や傷病者のための介護・看護サービスを充実させる	26	7.1	9.6	48	13.1	13.3	74	20.2	11.7
8. 特にない	8	2.2	3.0	4	1.1	1.1	12	3.3	1.9
9. わからない	3	0.8	1.1	9	2.5	2.5	12	3.3	1.9
10. その他	1	0.3	0.4	1	0.3	0.3	2	0.5	0.3
合 計	270		100.0	361		100.0	631		100.0

◎地域の活動についてお聞きします

《問 2 1》 あなたは地域の活動に参加していますか。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数148	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数199	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数347
1. 参加している。	84	22.9	56.8	91	24.8	45.7	175	47.7	50.4
2. 参加していない	64	17.4	43.2	108	29.4	54.3	172	46.9	49.6
合 計	148	40.3	100.0	199	54.2	100.0	347	94.6	100.0

《問22》問21で参加していない方のみ理由を回答してください。

	男			女			合 計		
	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数114	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数196	実数 (人)	構成比 ①(%) /総数367	構成比 ②(%) /実数310
1. 他に参加している 家族がいるため	12	3.3	10.5	40	10.9	20.4	52	14.2	16.8
2. 仕事が忙しくて時 間がない	24	6.5	21.1	35	9.5	17.9	59	16.1	19.0
3. 育児や介護のため 時間がない	1	0.3	0.9	8	2.2	4.1	9	2.5	2.9
4. 経済的な負担がか かる	0	0.0	0.0	6	1.6	3.1	6	1.6	1.9
5. 健康に自信がない	11	3.0	9.6	16	4.4	8.2	27	7.4	8.7
6. 身近に自治会等に 関する情報がない	19	5.2	16.7	18	4.9	9.2	37	10.1	11.9
7. 役員にされると困る	12	3.3	10.5	24	6.5	12.2	36	9.8	11.6
8. 一緒に参加する仲 間がない	13	3.5	11.4	15	4.1	7.7	28	7.6	9.0
9. 興味がない	16	4.4	14.0	29	7.9	14.8	45	12.3	14.5
10. その他	0	1.6	5.3	5	1.4	2.6	11	3.0	3.5
合 計	114		100.0	196		100.0	310		100.0

【第2次五霞町男女共同参画推進プラン（前期）のお問い合わせ】

五霞町総務課人権推進室

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162-1

電話 0280-84-1111 FAX0280-84-1478

E-mail soumu@town.goka.lg.jp

令和4年4月／編集・発行 五霞町